

◎議 事 日 程（第 4 号）

平成29年12月11日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 承認第3号 専決処分事項の承認について（平成29年度愛西市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第2 議案第30号 第2次愛西市総合計画の策定について
- 日程第3 議案第31号 愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第33号 愛西市立保育園設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第34号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第35号 愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第8 議案第36号 海部地区環境事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第9 議案第37号 愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第38号 愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第39号 愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第40号 愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第41号 愛西市川淵地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第42号 愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第43号 愛西市藤波地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第44号 愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第45号 愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第46号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第47号 平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第48号 平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第49号 平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第50号 平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

について

日程第23 請願第6号 子供の医療費無料化の拡充を求める請願について

日程第24 議案第51号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について

日程第25 委員会付託について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（20名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	山岡幹雄君	8番	大野則男君
9番	加藤敏彦君	10番	真野和久君
11番	河合克平君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	鬼頭勝治君
15番	鷺野聡明君	16番	八木一君
17番	石崎たか子君	18番	堀田清君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	平尾理君	会計管理者兼 会計室長	水谷永君
総務部長	伊藤長利君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	大鹿剛史君
市民協働部長	伊藤裕章君	上下水道部長	鷺野継久君
消防長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君
産業振興課長	滝川豊彦君	環境課長	大島鉄夫君
経営企画課長	奥田哲弘君	児童福祉課長	加藤敏樹君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部徳次	議事課長	加納敏夫
書記	服部芳樹	書記	近藤泰史

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。

本日は御苦勞さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出され、開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をいただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として議案第51号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

ただいま議会運営委員長から報告のありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

次に、これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることができないとなっております。発言をする際には、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。理事者側におきましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・承認第3号（質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第1・承認第3号：専決処分事項の承認について（平成29年度愛西市一般会計補正予算（第3号））を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

おはようございます。

では、承認第3号についての質問をさせていただきます。

1 ページにあります歳入歳出予算補正の中の歳入の件で、県出金が2,000万円、そして繰入金金が887万円、この887万円というのは不足分に当たるといふふうに思うんですが、この県支出金の2,000万円については、どういった費用を積算されて2,000万円という形で県から収入が得られたのか。また、887万円について、不足分であると思いますが、県から、また国から求め

られている2,000万円のほかに、これだけかかるということについては、その根拠となる金額、また根拠となる費用というのがあると思いますが、その内容について詳細をそれぞれ教えていただきたいと思いますので、お願いします。

○総務部長（伊藤長利君）

総選挙に係ります費用でございます。

これにつきましては、過去の選挙の実績に基づきまして、歳入を予算化しております。その歳出のうち、県支出金が幾らになるか、これはまた実績に基づきまして予算を立てております。

歳入につきましても、過去の選挙の実績でございますので、御理解をいただきたいところでございますが、議員御質問の887万の一般財源のお話ですが、これは当然対象内経費でございます。そういった中で、歳出の全体を上げさせていただいた中で、入の実績が100%に届かないということで、一般財源からの持ち出しをしている状況でございます。以上です。

○11番（河合克平君）

県の支出金も実績、歳出についても実績ということで今お答えはいただいたんですが、本来的に言うなら2,000万円のうちにおさめるように考えるべきものなのか、それとも不足分については市で持ち出しをするというのが原則というのか、そういう考え方なのか、いわゆる期日前投票所が2カ所にならないかということもありますし、そういったことを考えると、県支出金と市の負担金との考え方というのか、そういうものはどう考えればいいのかということについて、最後にお伺いをしたいと思います。

○総務部長（伊藤長利君）

確かに議員おっしゃられますように、100%の歳入歳出で実施されるのが一番ベストかと考えております。ただ、県の交付金が選挙執行後、まだ確定されずに交付はされておられません。そういった状況で歳入歳出の予算を組むということになると、やはり足りないという状況では困りますので、そういった加味した予算になっておりますので、持ち出しはいたし方ないかなと。実際交付金の交付額・率がかなり落ちてきている状況もございますので、そういったものも考えて予算を組ませていただいております。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第30号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第2・議案第30号：第2次愛西市総合計画の策定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

## ○ 1 1 番（河合克平君）

引き続き、議案第30号の第2次愛西市総合計画の策定についてということで質問をさせていただきます。

私のほうからは、まず19ページの財政計画について質問をさせていただきます。

財政計画によりますと、平成30年から平成37年までということで、依存財源、自主財源等それぞれ記載がされておるところであります。この依存財源である市債の金額については、大体10億から9億4,000万までの金額に並んではいますが、臨時財政対策債というのは、大体8億から10億までの間で予定をされる部分があるかと思いますが、それを考えると、この金額だけですと、臨時対策債だけなのかなあということを見ると、ちょっと将来見込みというのが非常に合理性が余り感じられない、粗過ぎる財政計画ではないかということを見るわけですが、この現状で厳しいよということの財政運営を強いられているという計画にはなっておりますが、その根拠となるには、もう少ししっかりとした内容にならなければならないのではないかと思うわけで、この根拠となるには非常に薄い財政計画になっているのではないかということで、特にこの起債については教えていただきたいと思います。

また、この財政計画についても、当然それぞれの計画において実施計画というのを立てていくわけで、財政計画においても当然、ローリング方式というのが載っておりましたが、ローリング方式で毎年度報告をしていくのかなあというふうに思うんですが、こういった形で財政計画についても見直しをして、報告をされるのかということについてお伺いをいたします。

続いて78ページなんですが、公共交通網の計画的なまちづくりの推進ということで、駅前広場の整備及び周辺のアクセスの向上という主な取り組みということになっておりますが、これについては具体的にどこの駅ということは書かれておりませんが、実施計画においては佐屋駅、日比野駅、永和駅などの駅前広場の計画というふうになるのか、またそれぞれの駅の安全対策等について取り組むような、この主な取り組みの中には入っているのかどうかについて、2点目にお伺いします。

続きまして、81ページから82ページにある教育部分についての主な取り組みということで書かれておるところであります。この中での開かれた学校づくりの推進ということで主な取り組みをされると。地域学習によるコミュニティーの連携を進めると、また地域に根差した特色ある学校づくりを推進するということで取り組みがされているんですが、この地域とかコミュニティーという概念がどこの地域を指すのか、どんなコミュニティーを指すのかというのが明確でないというふうに思っておりますので、そのコミュニティーについてはどういうふうにイメージしているのかについてお伺いをします。

また、82ページの指標についてですが、特に3つの指標が載っておるところではありますけれども、主な取り組みということでいうと少人数指導の充実ですとか、非常にこれはよい取り組みだと思えますけれども、そういったものの数値化ですとか、それから学校規模の適正化というところ、そういった取り組みもありますので、学校規模の適正化、82ページに載っていますし、そういった学校規模の適正化ということの取り組みについての指標をつくるべきでは

ないかなど。

また、情報教育の推進ということでいいますとICTとってどんな施設か、それぞれの学校でクラスで取り組まれるということがあると思いますので、そういったICTについても数値化をされたほうがいいのではないかということについて質問をいたします。

続いて84ページですが、生涯学習、文化、スポーツ活動の推進というところですが、こちらの課題の一番下のところに、しかし一方では人口減少に伴い体育協会やスポーツ少年団加盟団体の減少といった課題が見られるということで、今、人口減少ということがそれらの理由になっているのではないかと課題の検討をされているんですが、このほかに施設の使用料がことしの4月から上がっているということで、クラブ活動が立ち行かないのでやめますといったような声もこちらにも届いておりますので、そういった分析はされなかったのか、そういうことは評価がされるべきではなかったのかということについて質問をさせていただきます。

続きまして90ページですが、職員の人材育成ということで、主な取り組みについては載っておるところでありますけれども、職員の資質の向上、また窓口のサービスの向上ということについて、指標のところを見ると、そういった職員についての指標が載っていない状況がありますので、この基本目標1の中で、市民に信頼され、安定した行財政運営を行うということについていいますと、行政サービスの向上という職員の面では指標が設定されるべきではないかというふうに思いますので、そのことについて見解をお伺いします。

続いて91ページですが、目指すべき姿というところに、公共施設等マネジメントの積極的な取り組みによるということで、マネジメントをするということを目指す姿として載っておる中で、主な取り組みの中では公共的なマネジメントを行うというような話もありますが、このマネジメントについては、議員の視察でも報告もありましたが、独立してマネジメントを行っている自治体もあるということを知り及んでおるところもありますので、このマネジメントの独立性、また専門性ということを高めるという施策、主な取り組みの中に入れられるべきではないかというふうに感じますので、そのことについても見解をお伺いします。

続いて93ページですが、行財政運営の推進ということで、行財政運営のさまざまな取り組み等々書かれておるわけですが、特にこの中で93ページにあります指標ということで、経常収支比率という指標が載っております。86%、94%、96.2%と、以前一般質問の答弁にもありましたが、この経常収支比率というのは高くなれば高くなるほど硬直性が上がるということの説明もありましたが、8年後には非常に硬直性が進む、そんなような指標になっておりますが、これについて、なぜこのような形になったのか、その理由について、また見解についてお伺いをいたします。

続いて95ページに、地域情報化の推進と広域連携の推進ということで計画が載っております。広域連携については、必要な部分については必要かとは思いますが、95ページの指標のところ広域連携事業が15%増しになると、122件から140件という15%増しになるんですが、そういった非常に大きな、1割以上の広域化を進めようという指標が載っておりますけれども、具体的に15%というのかなり大きいと思うんですが、こういった内容を予想して

積算をされているのか、そういったことについて見解をお伺いします。

以上、たくさんになりましたけれども、それぞれ御見解をお願いします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、19ページの財政計画についてでございます。

初めに、臨時財政対策債だけの起債なのかというような御質問でした。計画上の起債につきましては、学校トイレ修繕工事などの起債も含んでおります。また、財政計画は、平成28年度決算見込み値からの予測でありまして、人口推移を見込んだ上で、現行事業を継続していく場合の計画数値としておりますので、財源不足は避けられない状況でございます。また、見直しにつきましては、財政計画は基本計画としておりまして、前期4年が経過する時点で検討する予定でございます。

次に、78ページの駅前広場の計画でございますが、駅前広場及び周辺のアクセス道路を整備の対象としておりますので、佐屋駅前広場のほか日比野駅や永和駅を含むものと考えております。

また、暫定的な交通安全対策につきましては、取り組み内容に記述をされていなくても、問題解決や目指す姿に向けて、有効かつ効果的と考えられるものは必要であるというふうを考えております。

続きまして81ページ、82ページのまず初めに、主な取り組みの中で地域コミュニティの区別が明確ではないがという御質問でございますが、開かれた学校づくりの推進にあります地域とは、学区を示しております。

次に、指標の関係で、まず初めに少人数指導につきましては、学校規模や学校の方針などによりグループの分け方が違ってきますので、学習習熟度などの結果を一律に判断することが難しく、指標化をすることは適さないものと考えております。

次に、学校規模の適正化につきましては、地域や保護者の御意見などを伺いながら、将来の学校のあり方を検討していくものでありまして、指標化することに適さないものと考えております。

次に、情報教育につきましては、設備や学習内容をどの基準まで充実させるのかの設定が必要になるなど、これも指標化することには適さないものと考えております。

次に、84ページ、施設使用料についてでございますが、こちらにつきましては、スポーツ施設の使用料の見直しにつきましては、今年度から行っておりますが、検証分析はまだ現段階では難しいというふうと考えております。

続きまして、90ページの職員の資質向上、窓口サービスの向上についてでございますが、職員の資質向上や窓口サービスの向上といった内容につきましては、単に数値ではかれない部分が多くありまして、指標化することには適さないものというふうと考えております。

次に、91ページのマネジメントの独立性、専門性を高めるということでございますが、現在、独立的、専門的なセクションは設けてはおりません。マネジメントを推進していくための組織

といたしまして、施設所管部長で構成をいたします公共施設等マネジメント推進会議と、施設所管課長による推進会議作業部会を設置しているところでございます。

次に、93ページの経常収支比率硬直化でございますが、こちらの指標につきましては、目標値として高い数値を目指すものと、将来上回るべきでない数値として設定しているものがございます。経常収支比率が高くなることは義務的経費に経常一般財源が多く使われるため、市の裁量的経費に使える予算が少なくなるという点ではいい状態とは言えず、上回るべきでない数値としての設定をしております。

次に、94ページで、広域連携事業が15%増しになるということでございますが、現在、国・県からの権限委譲が推進をされている中で、市の枠を超えた取り組みであります広域連携につきましては、大変重要な取り組みであると考えております。

指標の設定につきましては、過去からの実績を踏まえ、4年後、8年後における数値的目標を設定いたしました。以上でございます。

#### ○議長（大島一郎君）

ここで、少しお願いを申し上げますが、本議案につきましては、基本構想及び基本計画についての質疑になります。具体的な事業、事務については、3月下旬に策定される実施計画に掲載する内容となっておりますので、計画書に記載のある施策に限り、質問をお願い申し上げます。

#### ○11番（河合克平君）

では、今、議長の言われたことは何も計画書にないものは質問していないかと思うんですが、そういったことも踏まえて話をさせていただきます。

19ページの財政計画についてですが、学校やトイレの部分も含んでいるということでお話もありましたが、公共施設の総合管理計画との関係性というのはどうなんだろうかな。かなり従前から、いろいろと総合管理計画の中でやっていくのは大変だよという話もありましたが、その関係性はどうなんだろうかなというふうに、その点について1点お願いします。

また、4年で計画を出すということですがけれども、見直しについては毎年、当然行政的には進めていくかと、評価もしていくし、今後のあり方というのも検討されていくというふうに思いますし、実施計画との関係性というのも当然出てくると思いますので、毎年報告はされるべきではないかなあというふうに感じますので、その点についてもう一度伺いをします。

また、81ページ、82ページの学校について、教育についてのことですが、地域コミュニティーというのは学区のことを言っているということでお話もありましたけれども、学区というのは今の学区、また適正化が進められる中でかわる中でも学区ということの意味でいいかどうかの確認です。また、コミュニティーについても学区というふうに捉えればいいんでしょうか、お願いします。

また、指標についてですが、適さない、将来どうかわからない、父兄の話も聞かないということも含めて、設備はどうかという話もありましたけれども、教育の部分で進めるべき内容だというふうに言っている、またあるべき姿ということを行っている中で、数値化できるもの



については数値化をするということをするんですが、これは適さない、やらないということだけだと、非常に計画の中で、済みません、言葉が悪いかもしいないですがやる気があるのかなあというように感じてしまったんですが、数値化をするしないということについては、もう一度、その条件というとあれですけども、こういう条件ですと数値化をして、こういう条件では数値化しませんでしたというような内容についてお伺いします。

また、84ページについては、今のところやったばかりなのでわかりませんということでしたけれども、ローリング方式をとるとということなので、そういった中で評価をしていくということでもいいのかどうかについてお伺いします。

また、窓口について言えば、90ページについて言えば、数字ではかれないということでしたけれども、今でもふれあい箱ですとかメールによる要望等が何件あるかというぐらいはわかっているかと思えますし、その件数をどう減らしていくかということについては、当然数値化ができる内容ではないかと、それによってサービスが向上されているかどうかという指針になるのではないかというふうに思うんですけども、そういったことでは数値化が可能なものということを考えて質問したんですが、先ほども言いましたけれども、その数値化したもの、しなかったものについての基準というものについて、今回計画でどうなっているかについて教えていただけませんか。

あと、マネジメントについてはセクションを設けて、部長、課長がということだったんですが、専門性を高めるということについては必要なことというふうには思っておりますので、そのことについて、今後そういう予定があるのかどうか、部長、課長はやっていくにしても、それを諮問するようなところを考えているのかどうか、お伺いします。

あと、経常収支比率については、高くなるといけない数字ということをおっしゃられましたけれども、今現状で1割ぐらい上がることになるんですが、この1割上がるということについての硬直化、これについての評価がどのような基準で1割上がるということにつながったのかについて、その点については御説明がありませんでしたので、教えていただけますでしょうか。

あと、広域連携についても、過去の実績からいろいろとやっていきますよということですが、主な部分について、こんなものを計画の中で考えているのでという、主な部分でいいんですけど、1点、2点ぐらいで構いませんが、主な部分について教えてください。

以上、お願いします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、財政計画の中で、総合管理計画との関係ということで、まず総合管理計画は含んでいるのかどうかというお尋ねでしたが、こちらは含んでおります。

次に、4年に1度の見直しでというお話でしたが、こちらも要は8年の計画の中で、前期・後期に分けた4年ごとの見直しということ考えております。

次に、学区、コミュニティー、これは今のままでということなのかというお尋ねでしたが、こちらにつきましては開かれた学校づくりの推進というところでの判断といいますか、それで

現状のままということでお答えをさせていただきました。

次に、指標の数値化で、どういったものは数値化するのかというような条件みたいなことだということ解釈しますが、答弁でも言いましたが、全ての主な取り組みについて数値化できるものではないというふうに判断しておりますので、これは御理解いただきたいと思います。

次に、使用料の件につきましては、実際、ことしの4月から始まったわけですが、答弁でありますように、期間が短くて直ちに判断することはできないというような趣旨でございます。

それから、90ページにあるふれあい箱、メールでどのようなというか、具体的な数については、今資料はちょっとございませんが、年間入る中で、やはり職員に対しての接遇ですとかそういう件数は数件いただくことはありますが、今その内容といいますか、具体的にはちょっとお答えはできません。

それから、マネジメントの関係の部長、課長での部会ですとか推進会議を設けているという答弁をさせていただきましたが、その中で、推進会議の中の、ちょっと何条か忘れましたが、必要であれば学識経験者やコンサルタントの助言をいただく体制をとることができるということも記入してございますので、そちらのほうで対応したいというふうに思っております。

それから、広域化の主なものということで、今どんなものがあるのかというお尋ねがありましたが、こちらにつきましては、具体的に今こういう計画があるということは、ちょっと具体的には把握はしておりませんので。

あと、財政の関係で、経常収支比率の関係でございますが、こちらにつきましては、普通交付税の縮減、歳出では高齢化に伴う扶助費の増加、あと公共下水道や介護保険事業特別会計への繰出金の増加が上げられるということでございます。以上でございます。

#### ○11番（河合克平君）

議長、質問に対して答えていただけていませんので、1点お願いします。

指標についての判断基準を教えてくださいということで申し上げたんですけれども、判断していますということだけだったんで、判断をするための基準というものがお聞きしたいということでお話をしておりましたので、お願いします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

失礼しました。

指標につきましては、32名の課長補佐で組織をいたしますワーキングチームで協議をし、提案した内容でありまして、適正であるというふうに判断をしておりますので、今直ちにこういった指標では数値があるとかないとかいうことではございません。

#### ○11番（河合克平君）

済みません。それはわかるんですけど、僕が聞いているのは、その課長補佐の会議でやったというのもいいんですけども、どういう基準で入れる入れないというのを判断されたのかということについてお伺いしたいなと思っております。

#### ○経営企画課長（奥田哲弘君）

先ほど部長のほうからも申し上げましたが、各課長補佐でそれぞれの原課における今の事業を全て見直しております。

それで、指標にすべきもの、しないもの、それはいろいろ御判断があると思いますが、公平的に8年間の計画の中で、これは総合計画に入れたほうが良いというものを入れました。また、当然総合計画のもとには40ほどの各個別計画がございます。その個別計画の中で数値をあらわすべきもの、そういったものは個別計画の中であらわしていく。また、その費用形態に関しては実施計画で示していく。そういったスタンスの中で、今回の数値、上げるべきものということで判断をさせていただきましたので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

今回、市民との協働、きずなということで、納税者が減る中、市民と協力しながらまちの運営をしていくということであろうというふうに思っておりますが、この市民協働について、一つ間違えると市民はやらされている感を持つわけなんです。そういった中で、市として市民協働とはどういったものをイメージしているのか。そして、職員の方々の市民協働への教育というか、同じ認識を持つための準備というのがかなり大変だなというふうに思うわけですが、そのあたりの見解を一つお伺いをしたいと思います。

それから、18ページの土地利用計画図についてでございます。旧4町村の縛りが少し外れて、境界線のところとかでも少し入り組んだりとかしてきていて、都市計画マスタープランの土地利用計画図より少し違ったものができてきているというふうに思っております。こういったものが今後どのようにこの行政運営に活用されていくのか、またどう変わっていくのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、現状把握についてお伺いをしたいと思います。私も今までいろんな行政の施策が出てきたとき、既に市民の方々が自主活動でされているにもかかわらず、市が税金でやっていきながら、もう市がやり始めたから市民活動をやめたという事例をたくさん私は今までに見てきています。その中で、こういった市民協働を進める上で、しっかりと市民活動をつかむと、いろいろ事例は載っているんですが、本当に一部分だなということを感じてしまいます。その現状把握、市民の方々の自主的な活動の現状把握はどうされていくのか、今後、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど指標についてお話がありました。例えば27ページだと、コミュニティーの設置数とか、集会所の修繕等にどれぐらい申請があったとか、こういう数値が出ているわけですね。でも、本当はきっとコミュニティーをつくることによって、この愛西市の課題がどう解決されたのかという評価がとても必要で、いつも私こういった総合計画を見るたびに、誰も遊んでいないのに公園の数とか、そういったことで判断されて、児童館だっていつも上げていますけれども、本当に児童クラブでしか使われていないような状況になっている。それで、先ほど個別計画の中で評価をされていくということでしたけれども、こういったいろんな問題につ

いて、今後どう市としての評価制度をつくっていかれるのかお聞きしたいと思います。

それからあと、59ページ、ずっと介護のことをやってきている私ですが、59ページの多様なサービスが提供できる実施機関の数ということが指標に上げられています。具体的にどのような施設をいうのか。住民主体のサービスも含めるのか、そういうことを考えると、かなりそういったものを含めるとなると、大変数的に小さ過ぎるでしょうと思ってしまいますけれども、これはどういったものを指して言っているのか、お聞きしたいと思います。以上です。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

お答えをさせていただきます。

まず、市民協働のイメージについてでございます。市民と行政がそれぞれの役割及び責任を果たしながら、対等なパートナーとして公共的な課題の解決を図っていくものであるというふうに考えております。

次に、18ページの土地利用計画図、今後どのように活用されるのかということでございますが、今後は第2次総合計画との整合性を図りながら各分野の計画策定を行うこととなります。具体的には土地利用に関する計画といたしましては、都市計画マスタープラン、緑の基本計画及び農業振興地域整備計画などが策定に向けて活用していくこととなります。

それから、現状把握をどのようにというお尋ねでございますが、市民の手で実施をいただいております事業の中に、市が把握できていないケースがあることはこちらも認識はしております。市民協働を市の職員が進めるべく、市民の方々が実施されている事業の把握に努め、市としてのかかわり方を考えていきたいというふうに考えております。

次に、指標の見直し、評価の仕方についてでございますが、総合計画での事業実施にかかわる内容は実施計画書となります。実施計画書の策定に当たりましては、事務事業の検証を企画、財政、人事で実施をいたしまして、実際の活動内容など細かな部分まで踏み込み、評価を行ってまいります。

次に、59ページで、多様なサービスが提供できる実施施設とはというようなお尋ねですが、こちらにつきましては、住民主体の団体などで多様なサービスが実施できる施設を想定しております。以上でございます。

#### ○2番（吉川三津子君）

とても教科書的なお答えしか来なかったわけなんですけれども、私はもう少し踏み込んで、愛西市がどう考えているのか、本に載っているような答弁ばかりで、ちょっとがっかりとしましたんですが。やはり市民協働をしていくとなると、本当に職員たちが、市民の活動は無料でいいとか、そんな認識を持っていたら大間違いで、やはりそこが長期に継続されるためには、市はどんな支援をしていったらこの市民協働、市民の活動、市民の行う福祉が継続されるかということがとても重要になってくるんですけれども、そういった認識でいらっしゃるのか。ただ今言われた漠然たる認識しか職員のみんが持っていないとなると、とても問題だと思ってしまうんですけれども、今こういった市民協働のあるべき姿のところまで協議されて職員の周知をされているのか。そして、今課題であるならば、今後職員に対してどんな研修をしていくの

か、とても重要だと思うんですね。全ての部署でこの市民協働が関係してくるわけなので、その部分をどうされていくのかお伺いをしたいと思います。

あと、土地利用計画についても大変教科書的でした。今後こういった総合計画ができた後、マスタープランとか下にいろんな計画があるわけなんですけど、そういったものを見直しが必要になってくるんじゃないかと思うんですが、そういったものはされていくのかお伺いをしたいと思います。

それからあと、いろんな市民の方が活動されているわけなんですけど、こういった活動の把握はどこでどのようにされていくのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

あと、個別の事業において評価もしていくんだということではありますが、そういった評価の中に、こちらのほうでも指標を幾つかつくって評価をされていくのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、最後に介護の関係をお聞きをいたしました。それで、こちらのほうが2025年に30カ所ということですが、これは住民主体のサービスだけなのか。今現在幾つあって、これで足りるような、今この計画で30でいいという判断なのか、その根拠についてもお伺いをしたいと思います。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、市民協働の部分でございますが、市民協働につきましては、多岐にわたります市民協働を実現をさせるために、各課の連携を図り、全庁横断的な取り組みといたしまして、現在、庁内職員で構成をいたします市民協働推進ワーキングチームでロードマップを作成しております。その作成後には、その課題に対し全職員が取り組み、市民協働の意識を高められるよう努めてまいります。

それと、職員への教育の部分でございますが、押しつけのない市民協働について全庁的に取り組むことが課題であるというふうに認識をしております。

次に、マスタープランの関係でございますが、総合計画におきます土地利用計画につきましては、地域住民の福祉や経済活動が十分にその目的を達成できるように、土地の利用形態とその規模などについて、大まかにその配置を決めておりますので、必ずしも具体的な位置や量を詳細に決定はしておりません。そのため、都市計画が対象とする土地利用計画、都市マスタープランですとか緑の基本計画におきまして、法律などによる規制を含め、土地利用区分ごとの方針などをできる限り具体的に記述していきたいというふうに考えております。

次に、市民活動の把握方法、済みません、ちょっと飛ばさせていただきます。

介護の施設の関係ですが、今現在、29年度におきましては、通所型の施設数が6カ所と、訪問型の施設として2カ所、合計8カ所という状況でございますが、これは計画にもございますが、33年度には通所型が15、訪問型が5、トータル20。同じく37年度につきましては、通所型20の訪問型10ということで、合計の30というような指標になってございます。

済みません、まだ2点ほどお答えができていない部分がありますが、市民活動の把握方法と

ということでお尋ねがありました。こちらについては先ほども申し上げましたが、市民活動を把握するための、職員でのワーキングチームを設けておりますということでございます。

**○経営企画課長（奥田哲弘君）**

先ほどの個別計画の評価でございますが、今それぞれ個別計画をつくる際においては、指標も入れるというのが主流になっております。最近作成させていただいておる計画も、それぞれ数値を示してその進行管理を行わせていただいておりますので、当然そういった形に入っていくのが今後の主流になっていくということで考えております。

**○2番（吉川三津子君）**

議長、1点だけ答弁漏れがございます。

先ほど都市計画マスタープラン等のことを話したんですが、これは総合計画ができて変えないのか、これはちょっと矛盾が出てきてしまうと思うので、そういった計画の見直しはするのかわからないのかということをお伺いしました。

**○経営企画課長（奥田哲弘君）**

現に計画、今おっしゃられるとおり、都市計画マスタープランにおいては平成32年度までの計画期間になってございます。当然策定におきましては1年近くをかける形になるかと思えますので、この総合計画が30年度から動いて、その後、改正に向けて動いていく。しかしながら、計画の策定期間中は、矛盾とまではいいませんが、若干のずれはあり得るかもしれないということで考えております。以上でございます。

**○議長（大島一郎君）**

次に10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは、質問します。

第2次総合計画に関して、何点か質問したいと思います。

先ほどのいわゆる土地利用方針というのがありましたけれども、この中で今後、市街化区域をどううまく活用していくのかというようなこととか、あるいは市街化調整区域の中でもさまざまなことを検討していきますという話がありますけれども、現状として、愛西市の今回の土地利用方針の中で、いわゆる都市住居ゾーンの広さというのはどのくらい、どういう形で指定したのかということもあるんですけども、どのくらいの広さがあるのか。また、市街化調整区域というのはどのくらいあるのかということ、ちょっとまず確認をしたいなというふうに思います。

また、一方では、第3章で少ない市街化区域の有効活用、コンパクト化というのがうたわれていますけれども、いわゆる都市居住ゾーンの開発と、もちろん市街化調整区域も含めた調整。要は計画の中で、一方ではどんどん家を建てて市街化区域をどんどん広げていこうということと、あるいは市街化調整区域を含めてうまく調整をしていこうというふう言いながら、一方ではコンパクト化ということも言っているわけで、そういったところの中身ということについて、ちょっと説明をしていただきたいなというふうに思います。

それから第3章の3の(1)で、予防接種、医療の中の予防などの啓発が強調されていますけれども、昨今でいうと、課題となっています子供のインフルエンザの予防接種助成など、啓発とともに具体的な市の施策ということも当然必要となってくるわけですが、そうしたことも検討していくのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、八開診療所の指標で、一番本当は基本的に受診者数をどうするのかということが経営上非常に基本になってくると思うんですが、それがなくて、患者の紹介者数という話になっていますけれども、そういったところでいうと、ある意味経営に関する指標がないのはちょっと問題ではないかというふうに思いますので、その辺についてどうなのかお尋ねをしたいと思います。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

お答えをさせていただきます。

まず初めに、土地利用の方針に記載のございます都市居住ゾーンといたしましては、市域のおおむね36%、約24平方キロメートルを想定してございます。

この土地利用計画図は、土地利用のゾーニングですとか各種拠点、都市連携軸や環境軸などで構成をしているものでありますので、市街化区域や市街化調整区域を区分しているものではないです。そのため、都市居住ゾーンの中に市街化調整区域も存在することになります。ですから、農業保全ゾーンの面積という形で捉えた場合には、市域のおおむね45%、約30平方キロメートルを想定しております。

次に、都市居住ゾーンの開発との調整というようなことでございましたが、国はコンパクトシティを本格的に推進していく考えでありますので、都市居住ゾーンにおいては無秩序な市街化の拡大を抑制するとともに、土地利用計画図における市街地拠点を基本に効率的な都市基盤整備を推進するものといたします。

続きまして、インフルエンザの予防接種の件でございますが、子供のインフルエンザ予防接種は任意接種となっております。現在、市といたしまして助成制度は設けてございません。また、現時点では、新たに助成制度を設ける計画はない状況でございます。

次に、八開診療所の指標の件でございますが、現在、診療所の改善に向け、内部組織を設置いたしまして検討中でございます。個別の計画により考えていきたいというふうに考えております。

#### ○10番（真野和久君）

今、説明がありましたけれども、居住ゾーンと農業保全ゾーンという形で明確な区別があるわけですが、その中で、基本的にはいわゆる市街地拠点を中心に計画的に開発をしていくんだという話でした。ただ、その辺について、愛西市として、例えば具体的にそうした拠点の、例えば幾つかありますよね、市街地拠点って。それをどういう形で設計していくのかということについての考え方みたいなものは、どういうところでこれから検討していくのかというのがあると思うんですね。だから、例えば市街地拠点の中でも交通の利便性の問題とかいろいろありますよね、それから住みやすさの問題とか、例えば公園とかというようなものを設

置する、だから要は家ばかり建てても、子供が遊ぶような公園が、一定広い公園がないとやはり問題だと思うんですけども、児童公園とかだけではなくて、そうした計画も今後どういう形で検討していくのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、2点目の話ですけれども、子供のインフルエンザ予防接種の問題だけではなくて、当然啓発以外にもそういった助成とかも含めた支援というのはやはり検討していかないと、なかなかそんなに簡単には進まないということもあると思いますので、その点の考え方について聞いていますので、その点お願いをしたいと思います。

それから、診療所の問題ですけれども、今後どういう形で個別計画をつくっていくのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

お答えをさせていただきます。

土地利用の件でございますが、今後どういう形で設計をしていくのかというお尋ねでございましたが、現段階では、大きな方向性を示した上で今後検討していきたいというふうに考えております。

次に、予防接種の件でございますが、今後の予防接種の予定で……。

#### ○10番（真野和久君）

もう一遍言いますよ。

予防接種に限らず、例えば健診なども含めて、啓発だけでは広がらないので、例えば助成なども含めた支援策を含めて検討していくんですかということをお願いいたします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

失礼をいたしました。

それぞれ個別の計画を持ってございますので、そちらのほうで検討していきたいというふうに考えております。

それから、診療所の今計画をつくっているということでございます。横断的に職員を委員に入れまして、検討をしているところでございます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、土地利用の関係でございますけれども、やはり今までの現状、今の現状もございまして、今後どのようなまちづくりをしていくのかという個別のことにつきましては、当然市のみではなかなか規制等もございまして、方向性がなかなか難しい部分がございます。総合計画を今回策定をさせていただきまして、それぞれのゾーニング等もさせていただいておりますので、今後個別計画につきましては、当然県・国との協議も必要でございますので、その中で、個別計画で市としてできる限りにぎわいを持ったまちづくりをしていかなければならないというふうに考えております。

あと、2点目の啓発等の福祉のいろいろな助成制度につきましては、当然今後市としてどのようなことが持続可能性を持ってやっていけるのか、またどのような効果が得られるのか、そ



ういったことを踏まえた検討が個別されていかなければならないというふうに考えております。

あと、八開診療所につきましては、以前からもいろいろ課題提起がされております。現状につきましても、なかなか厳しい状況も続いておりまして、周りのいろいろな医療機関とも連携をしながらどのような改善ができるのか、また補正予算等でもお願いしている部分もあります。機器の修繕等も今後かなり修繕して、現状のままであれば修繕も必要になってまいりますので、そういったことも踏まえて現在検討している状況でございますので、またそういった案を、我々としては現状のままだとかなり厳しい状況ではございますけれども、こういった改善が図られるのか内部でもしっかりと調整をし、またそれぞれ専門的な方々の御意見を踏まえながら、経営改善に向けて努力していきたいというふうに考えております。以上です。

○10番（真野和久君）

議長、ちょっと1点だけ。

さっきの個別計画についてですけど、具体的に例えばいついつまでにこういった計画を出すとかというあれはあるんですか。その辺を聞いたかったんですが。

○経営企画課長（奥田哲弘君）

先ほど申し上げました個別計画というのは、現に既に……。

○10番（真野和久君）

診療所のこと。

○経営企画課長（奥田哲弘君）

診療所の計画につきましては、現在、経営改善計画という形で、内部的ではございますが、財政部局、企画部門、それから人事部門、そういった形で現在の基金の入に伴う経営に今依存しているわけですが、そういったものを内容的に収支のバランスをどう考えていくかということで、今検討を進めている段階で、数回私も会議に参加をしているわけですが、今後の方針について今まさに検討をしている、本当に最中でございます。

また、ある程度まとめ上げればお示しする機会があるかどうかは、また上と相談をしながら今後検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（大島一郎君）

ここで休憩をとらせていただきます。再開を11時15分からといたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大島一郎君）

では、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第30号：第2次愛西市総合計画の策定について質問をいたします。

15ページの将来人口であります。一つは4ページに地区別人口の比較がありまして、市の人口減少と地区別の差の原因は何かという分析をされているのでしょうか。

それから、将来人口をふやすために出生率をふやす、社会移動をふやすという具体的な施策はどんなことになっていくのか、お尋ねいたします。

26ページ、地域コミュニティの組織力強化であります。コミュニティの設置の数は10から12と指標が出ておりますが、どこがふえるのかお尋ねいたします。

28ページ、市民協働によるまちづくりを進める環境整備であります。市民協働という言葉はありますが、市民にわかりにくいというふうに思っておりますが、市の見解はどうでしょうか。

それから、愛西市の外国人の状況についてですが、定住者、就労者、観光など、その移動者など、どんな状況になっているのかについてお尋ねいたします。

それから、国際交流事業の内容についてお尋ねいたします。

30ページ、環境に優しいまちづくり、地球温暖化に対する具体的な施策はあるのかお尋ねいたします。

それから、環境の関係で農地、宅地の荒廃を環境問題としてどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

36ページ、地域ぐるみの防災・減災対策の推進についてであります。自主防災会の連絡会や協議会の整備をどのように進めていくのかお尋ねいたします。

40ページ、消防・防火対策の推進ですが、消防団員の確保が難しくなっておりますが、女性や学生など広く参加を呼びかける施策についてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

それから、女性消防職員の配置の考えについてもお尋ねいたします。

42ページ、交通安全対策の推進であります。交通安全の中で自転車の問題があります。今は車道を通ると言われておりますが、道路整備が自転車用の幅がないということで危険になっておりますが、こういう問題についても対応されているのかお尋ねいたします。

### ○企画政策部長（山内幸夫君）

順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、人口減少の原因につきましては、さまざまな要因が想定をされますので、特定の要因を挙げることは難しい状況であるというふうに考えております。

また、市全体での将来人口の減少率緩和につきましては、30歳代から40歳代前半及びその子供世代の社会増加が見られます。さらに若い世代を本市に呼び込むには、愛西市の強みであります妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援をさらに充実させることや、企業誘致などによる地元での就職先を増加させることなど、さまざまな施策を総合的に実施することにより、市の魅力をアップさせることが重要と考えております。

次に、26ページのコミュニティの設置数でございますが、指標の数値はあくまでも目標値ということでありまして、現時点で具体的な地域を決定しているものではございません。12カ所のコミュニティの設置に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

次に、市民協働について市の見解ということでございますが、市民協働という言葉は全国的

に定着をしつつある言葉として認識をしており、既に市民との協働はさまざまな場面で実施をされております。第2次総合計画では職員や市民にとってますます身近な言葉となるよう市民協働の取り組み例で各施策に具体的事例を掲載しております。

次に、外国人の状況でございますが、平成29年4月1日現在の外国人人口、全体で733名であります。定住者、永住者、特別永住者の合計は317人でございます。平成28年4月1日現在の外国人人口と比較をしますと、49人の増加となっております。また、就労者の人数につきましては把握してございません。

次に、国際交流事業の内容といたしましては、指標にあります国際交流事業参加者数につきましては外国人向けの日本語教室「おしゃべりひろば」の参加者数ということになります。

次に、30ページの環境の件で地球温暖化に対する具体的な施策はということでございます。一般の住宅を対象にクリーンエネルギーの事業を支援し、環境負荷の少ない循環型社会形成への意識高揚に努めております。市の施設におきましても太陽光発電施設を設置するなど、環境負荷の削減に努めております。

それから、農地や宅地の荒廃を環境問題としてどのように捉えるかということでございますが、農地の荒廃や空き家につきましては雑草の繁茂による弊害やごみの不法投棄による悪臭など周辺住民に大きな迷惑となる可能性があります。市ではこのような農地や空き家に対して適正な管理をしていただくよう各部署が連携しながら指導し、予防に努めていきたいと考えております。

次に、自主防災会の連絡会や協議会の整備についてでございますが、個々に独立している自主防災会をコミュニティー単位、または各小学校区単位で連絡会や協議会を立ち上げることにより、地域ぐるみでの防災訓練や防災・減災対策が推進できるよう整備をしていく考えでございます。

続きまして、消防団員の確保についての対策でございます。条例定数の人数は充足をしている状況でございます。今後とも継続的に市内の各種イベントなどにおきまして消防団員加入促進事業を行い、消防団のPRを実施し、認知度向上を図りたいと考えております。

女性消防職員の配置につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、交通安全対策の推進ということで、道路の自転車の道幅がないため危険ということで対策といたしましては、道路幅員が限られた中での安全対策として検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○9番（加藤敏彦君）

再質問をお願いします。

地区別の人口の減少が、佐屋がマイナス2.2、立田がマイナス8.8、八開がマイナス6.5、佐織がマイナス3.4で大きな開きがありますけれども、さまざまな要因があるということですが、やはり今後の人口、総合計画ですから全体の人口ですけれども、やはり片一方の地区が人口減少が少なく、一方の地区が人口減少が多いということだと、合併によって周辺部が寂れる。この数字でも立田、八開の人口の減り方が多いですから、合併によって周辺部が減った、寂れ

る、人口が減ったというふうにも捉えることができますので、特に立田、八開の人口減少が多いことの要因についてしっかり捉えていかないと、全体の人口はいいけれども、地区ごとには住民に納得してもらえない状況が出てまいります、じゃあ主要な要因としては何が立田、八開の人口減少が多い要因となっているかという点ではどのように捉えておられるか、お尋ねいたします。

それから、26ページのコミュニティーの設置の数ですが、どこということではない目標の数字ですが、市民協働の立場からコミュニティー推進協議会とか自主防災会とか、そういうものと市の連携によって防災やまちづくりを進めていくという考え方だと思うんですけども、このコミュニティーの設置の数は今後8年間の計画として12なんですけれども、これで一応完了というふうに捉えた数字なのか、まだ必要なのか、その点も含めて目標数値についてお尋ねをしたいと思います。

市民協働という言葉についてお尋ねしたわけですけれども、これが市民にどう受けとめていただくのか。市の仕事を市民にやっていただくというような受けとめではよくないわけですので、市がどういう位置で市民と同じ目線でそういう市民協働ということを働きかけていけるかどうかというのは姿勢の問題として重要だと思いますが、そういう点についてはどのように考えておられるのか。

それから外国人の件ですけれども、国際交流事業というのは日本語教室だけで、クローバーテレビなどを見ていると蟹江町では結構外国人の催しなんか放映されて、その位置づけが高いんですけど、愛西市として外国人の対応について今後もっとふえていくとか、この割合ぐらいで考えているのか。それによっても取り組み方が変わってくると思うんですけども、外国人の状況について今後の見通しとしてはどのように捉えておられるのか、お尋ねいたします。

それから、30ページ的环境に優しいまちづくりであります、地球温暖化対策として市の施設に太陽光発電ということですが、やはり今地球温暖化の問題は国際的な問題として議論をされておりますけれども、市民の生活、市民レベルでの地球温暖化対策としてクリーンエネルギーの推進を述べられておりますけれども、こういう具体的な計画としてどんな計画を持っていられるのかについて考えをお聞きしたいと思います。

それから、40ページの消防の件ですけれども、女性消防職員の配置については今後検討していくということですが、その上での課題としては何があるのかについてお尋ねいたします。

それから、42ページ、交通安全対策ですけれども、道路の建設をする場合、道路整備する場合に幅員が限られておりますが、そういう限られた中での検討ということですが、歩道を狭めて車道に自転車用のスペースを設けるとか、そういうことを具体的に検討されていくのか。愛西市の道路が自転車の方にも安全で利用できるような道路ということを考えていられるのかについてお尋ねいたします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

お答えをさせていただきます。

まず、地区別で人口が減少している要因ということでございますが、駅などの利便性を初め

さまざまな要因が想定をされるというふうに考えております。転出者に関しては個々の事情によるところが大きくございまして、一概に原因を上げるのは難しいというふうに考えております。

次に、コミュニティーの目標でございますが、あくまでも指標におきましては10を12ということでございます。これは8年間を見通して12という数値を徹底させていただいております。

それから、市民協働につきましてですが、先ほど市民協働課においてそういったプロジェクトチームを立ち上げておりますので、そちらのほうで今後もいろいろ検討していきたいというふうに思っております。

あと、外国人の状況、これからの推移でございますが、今後どのようになってくるかというのはいろんな状況で変わってくる場合があると思っておりますが、増減については私はちょっとわかっておりませんが、国際交流事業につきましては代表的なものとしてサクラメントの交流もございすけれども、こちらについては今現在隔年の実施ということで、ここには取り上げてございません。

それから、消防の関係で女性職員を採用する場合がございますが、やはり今までは男性の職場ということで、特に泊まりで勤務を行うですとか、仮眠室、浴室、そういった女性の専用施設が今現在ないということが課題であろうというふうに考えております。

それから、交通安全の関係で幅員が狭いということでございますが、幹線道路や危険箇所を中心に歩道設置などの道路整備計画を策定していきたいというふうに考えております。

それから、環境問題の件でございますが、今、愛西市におきましては、例えば地球温暖化対策実行計画、こういったものを策定しておりますので、そちらのほうで今現在ですと二酸化炭素の排出量等を5%削減しているというような状況でございます。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・議案第31号（質疑）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第3・議案第31号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○9番（加藤敏彦君）**

再度の育児短時間勤務の承認ができる特例の事情の明文化の追加が必要な理由についてお尋ねいたします。

これまでどうであったのかについてもお尋ねいたします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

お答えさせていただきます。

今回明文化されました保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことにつきましては、これまでも特別の事情として運用上で承認をされておりました。今回、広く周知も含めまして人事院規則での改正はされたものと認識をしております。以上でございます。

○9番（加藤敏彦君）

今回の改正は何か指標があつて改正されたのか、指標はなかったのかについてわかりましたらお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（山内幸夫君）

特に指標はございません。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第32号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第4・議案第32号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・島田浩議員、どうぞ。

○12番（島田 浩君）

議案第32号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問させていただきます。

このフットサル、人気の高い競技ということは伺いましたが、今回はこのフットサルの使用料や利用時間を定めるための条例の一部改正ではございますが、実際に市内外でこのフットサル競技人口や、その他近隣にあるフットサルコート施設等調査をされ、今回に至ったのではないかとされるわけではございますが、このフットサルコートに至るまでの経緯をお伺いしたいと思います。

また、このフットサル以外に他の競技施設も考えられなかったのか、お伺いしたいと思います。

○教育部長（大鹿剛史君）

私のほうからは前段の部分についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、フットサル競技人口でございますが、愛西市のフットサル競技人口の把握はできておりませんが、昨年度、親水公園総合体育館を利用された方の実績と今年度のスポーツ施設等の

団体登録者数で報告をさせていただきます。延べ利用回数、市内で70回、市外で13回、延べ利用者数は、市内の方で797名、市外の方で294名という状況です。また、スポーツ施設等のフットサル利用団体で登録されているのは、スポーツ少年団が1団体、一般利用団体では9団体が登録されております。

それから、近隣の状況でございます。津島市、蟹江町、あま市、稲沢市の公共施設や民間施設の料金や利用状況等の調査を行っております。私からは以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、フットサルコートに至るまでの経緯ということで御回答をさせていただきます。

指定管理者が行ったアンケート調査結果を参考にさせていただきまして、フットサル講座や教室の利用実績や、また近隣施設の稼働状況も参考にしております。比較的利用者が多く、競技も盛んであるフットサルといたしました。さらに愛知県が2020年フットサルワールドカップ誘致に名乗りを上げていることも踏まえ、屋外施設で夜間利用の可能なフットサルの整備計画に至ったものでございます。以上でございます。

#### ○12番（島田 浩君）

詳細な答弁ありがとうございました。

最後に、フットサルコート、昼に2時間2,600円、夜は4,100円と書かれておりますが、今回この料金の設定の根拠というのを教えていただきたい。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

料金設定につきましては、愛西市の公共施設使用料費用算定基準に基づき算定を行っております。これは施設に係る人件費と物件費を総面積で割り、さらに年間使用可能時間で割って、そこに貸出面積を掛けて使用原価を算出します。内訳としましては、人件費と物件費の合計が1,505万4,041円、これをフットサルコートの総面積で割りますと、1平米当たりの年間コストは6,842.75円となります。年間コストから年間使用可能時間で割ると、1平米当たりの時間コストは1.187円となります。フットサルコート1面の面積を掛けますと1,307円となり、フットサルコートの1時間当たりの利用料金を1,300円に設定をさせていただきました。

また、夜間使用料につきましてはフットサルコート1面2時間の使用料金2,600円と、ナイター照明代は電気使用量を計算いたしまして1,500円で算出をしており、合計で4,100円で設定しております。以上でございます。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、3番・近藤武議員、どうぞ。

#### ○3番（近藤 武君）

それでは、議案第32号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、まず3点ほど質問させていただきます。

今回フットサル場という形で夜間使用の変更の部分があったと思いますが、これに至った経緯を一つ教えていただきたいと思っております。

次に、この夜間使用という部分も含めまして、利用者の方のマナーや周辺、今現在は住居とかお住まいのところは余り少ないのですが、周囲の方への周知の仕方をお聞きしたいと思います。

3点目ですが、またこれも11時まで使用可能という形で防犯上の問題や何か起きたときの対処の仕方を今の現時点でもどう考えてみえるのか、お聞かせください。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず、夜間使用の変更になった経緯でございます。私、初日の議案説明におきまして、今回の条例改正、別表、備考3号を削除し、使用期間を通年とするという説明をいたしました。私の言葉不足で全ての運動場が通年使用になるという誤解を招くような説明になっておりますので、本日の答弁をもって御理解を賜りたいと存じます。

今回、夜間使用に関しましては、別表、備考3の期間を削除し、スポーツ施設の管理及び運営に関する規則、こちらの規則のほうに表記することといたします。その中で、夜間使用は親水公園運動場を使用される方から多数要望があったことを鑑みまして、親水公園運動場のみを通年の夜間使用とすることになりました。これが経緯でございます。

それから、利用上のマナー、周辺の方への周知でございます。年間を通じて利用することができることから、施設利用者へは施設使用申請等をされるときや注意事項看板を立て、啓発する予定であります。また、周辺の方には広報やホームページを通じて周知を図っていきたくと考えております。

それから、防犯についてでございます。防犯につきましては、フットサルコート周辺に防犯カメラを設置する計画で進めております。また、指定管理者での対応も考えていきたくと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○3番（近藤 武君）

ありがとうございました。

それでは、再質問のほうへさせていただきたいと思いますが、1点、今回工事が進められておりますが、その中で今現状トイレの設置等の状況があるのかと、あとまたフットサルコートしか目的として使用できないのか、確認をさせていただきたいと思っております。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

利用者の利便性を考え、フットサルコート近くにトイレを設置いたします。

それから、他の利用でございますが、これは施設の維持管理に支障を来さない範囲で多目的に使っていただきたいというふうには考えております。以上です。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○10番（真野和久君）

質問について、大体これまでのところで出ていますので、ちょっと深める形で質問していきたいと思っておりますけれども、料金設定、先ほど市の計算に基づいてやりましたという話ですけれども、これ例えばほかの市町の施設と比べて状況としてはどうなのかについてお尋ねをしたい



というふうに思います。

また、以前フットサル場の建設に当たって、いわゆる t o t o、スポーツくじの助成金などを使ったらどうかという提案がありましたが、それはどうなったのかについてお尋ねします。

それから、夜間使用の件は先ほど親水公園のみという話の補足がありましたが、通年の夜間使用に関して。先ほど親水公園は要望が強かったので通年にしましたという話でしたが、例えば佐織の総合運動場でもテニスが分離されたりして、テニスなんかは基本的に夜間の利用なども多いので、そうした点でもし今後そうした声があればふやしていくのかについて質問したいというふうに思います。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

近隣の施設の料金の状況でございます。近隣で公共では蟹江町が持っております。こちらが2時間当たり2,100円という料金設定をしております。あと、津島、それからまた蟹江、あま市、稲沢では民間のフットサルコートがございますが、こちらにつきましては曜日、また使用する時間帯によって料金設定を細かく変えておみえです。ただ、金額といたしましては1時間当たり最低でも5,400円ぐらいから、曜日の時間帯によっては高いところでは1万4,000円ぐらいまでということで、やはり民間のほうは非常に金額の設定が違った状況になっております。

それから、3点目の佐織総合グラウンドでのテニスコート等の今後の考え方です。今回、親水公園につきましては要望が非常に多いということで通年といたしました。議員御指摘のとおり、今、佐織総合運動場のほうのテニスコートのほうも利用がかなり多くなっております。こういった要望等がありましたら、教育委員会としては今後考えていきたいと思っております。以上です。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは t o t o の補助金の関係について答弁をさせていただきます。

スポーツ振興くじ助成金に応募した結果、2つの整備事業で助成金交付の内定をいただいております。

#### ○10番（真野和久君）

一つは先ほど抜けていましたけれども、フットサルだけ夜間時間延長する理由について、これは要望なのかもしれませんが、勤務形態とか、利用者のそういったことを考慮してやったのかもしれませんが、その点について確認をしたいということ、それからもう一つ、済みません、助成金2つについてですが、どんな助成金で、どのぐらいの額だったのかということもそれぞれお願いしたいです。

#### ○教育部長（大鹿剛史君）

フットサルという競技自体が、非常に若者が気軽に少人数で楽しめるスポーツとして人気がございます。他の施設の状況を調査している中で、この種目に関しては時間延長を検討して、今回の決定をしたということでございます。以上です。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

事業名としましては、地域スポーツ施設整備助成事業という大きい事業がありまして、その

中でスポーツ競技施設等の整備と人工芝新設の事業でございます。助成金の交付額につきましては、2つの事業で4,530万4,000円を申請したところ、申請額の80%である3,624万3,000円の助成金が受けられたこととなります。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第33号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第5・議案第33号：愛西市立保育園設置条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・竹村仁司議員、どうぞ。

○5番（竹村仁司君）

議案第33号：愛西市立保育園設置条例の一部改正について質問いたします。

この条例の一部改正により、市立保育園の民営化、指定管理者制度を用いたものを進めていくことになると思います。今全国の多くの自治体で保育事業の民営化が行われていますが、メリット・デメリットがあり、一概によいとも言いきれません。本市では保育園に指定管理者制度を導入することでどのようなメリットがあるのか、お伺いします。

また、想定されるデメリットに対してはどのような対策をとられるのかも、あわせてお伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、指定管理者制度を導入するに当たってのメリットでございますが、まず民間の発想や柔軟性を生かした特色のある保育を期待することができ、保護者の保育ニーズに対する選択肢がふえること、また公立保育所における保育士数にゆとりができ、保育園開所時間の延長など特別保育事業の拡充が可能になることなどが上げられます。

また、逆に想定をされますデメリットといたしましては、保育士が変わることに子供や保護者が不安を覚えること、また効率面を重視することで保育の質の低下が心配されること、また民間事業者であるため地域の密着が薄れるのではないかと不安を抱かれることなどが上げられます。これらの対応策といたしましては、事前に職員交流をし、円滑な引き継ぎをすること。また、市が研修の機会を周知するなど、保育内容の充実向上に向け努めること。また、地域関連事業、交流会などを取り入れるようにすることなどを考えております。以上です。

○5番（竹村仁司君）

今回の条例改正により、指定管理者制度が導入された場合、市内にある4カ所の市立保育園

全てを順次民営化していくのか、お伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今回の保育所運営の指定管理者制度の導入につきましては、愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プラン計画期間でございます。平成29年度から平成36年度におきましては、永和保育園以外の導入は考えておりません。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、12番・島田浩議員、どうぞ。

○12番（島田 浩君）

済みません、今、竹村議員と同一内容の質問でございましたので、取り下げさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

次に、11番・河合克平議員。

○11番（河合克平君）

愛西市立保育園設置条例一部改正についてということで質問させていただきます。

公立の公の施設の運営ということにかかわる変更ということでの提案でありますけれども、さまざまな面で指定管理ということであると、公立の公の施設の、特に保育ということの責任ということを見るとさまざまな問題があると思いますが、その中で特に保育士の処遇についての問題点を一つ質問させていただきたいと思います。

賃金の当然向上をされなければならないという国策で進めているところでもありますし、労働条件も改善されないといけないということが今言われておるところであります。公立から指定管理にするということによって整備がなおざりになるのではないかとこのように思いますが、そのことについてはどう担保するのかということについてお伺いします。

また、非常勤の職員については委員会でお話もありましたが、公立と私立では働き方が違うというような話もありましたが、指定管理になって非常勤職員の身分についてはどのようになるのかということについてお伺いします。

また、この指定管理の制度については、この改正によって来年度から募集ができるというようなことになるかとは思いますが、実際いつから指定管理を行うことを計画して、スケジュールを持っているのかということについてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、指定管理におけます保育士の処遇についてでございます。指定管理者制度における人件費等につきましては、選定をする際の項目となっております。指定管理者から受けました提案に基づき実施をされているということになります。また、協定におきまして指定管理料の額を変更すべき特別の事情が生じた場合におきましては、その都度市と指定管理者で協議をするという旨の定めをする予定でございますので、処遇改善の内容等確認し、これらに当たるような場合と判断するときは双方で協議を行っていくということになります。

そして、非常勤職員の働き方につきましては基本的に公立と私立に大きな違いがあるとは思っておりませんが、指定管理者の提案内容による勤務体制ということになると思います。

そして、指定管理の導入時期につきましては、現時点では平成31年度からという計画となっております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

人件費等について、また非常勤の状況等については指定管理を提案されていく中でそれは提案のあった内容に基づいて決められていくものであるということと、国との大きな変更があった場合については協定に応じてもう一度見直すということもあり得るといような話がありましたが、保育士については実際の働き方として、例えばタイムカードがないとか、実際にはそんなにももらえていないみたいなどころも現場から聞こえてくることもあるんですけども、どう市としてそれを担保していくのか。いわゆる指定業者任せにするのか、市としてはチェックをしていくのか、そのことについて、今後どういうふうにしていこうと思っているのかということについてお伺いをします。

また、31年度からしていくと、今の現時点ではということでしたが、一般質問等でもスケジュール的に見直す可能性もあるということもお話もあったところですけども、将来的な見直しをしていくということも、今として見直しをするという内容もあったわけですが、それについては31年なのか32年なのか33年なのか、答えられるところがあれば教えていただけますでしょうか。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、まず最初に賃金の担保という御質問でございます。

基本的に先ほども申し上げましたとおり、大きな違いはないというふうに申し上げたのは、いわゆる処遇も含めて基準に関する定めが国のほうから出ておりますので、当然そういった形での運用になっていくというふうに思いますし、チェック等につきましては当然指定管理の期間中におきましても実地の調査をするということになっておりますので、そういった場合を捉えて見せていただくことになると思います。

それから、導入時期の見直しの関係でございます。前々から説明申し上げておりますけれども、今回の方針及び実施プランにつきまして通常の他の計画と同様の取り扱いが検討委員会の協議を経て、またパブリックコメントを行った上で定めておるものでございまして、さらに説明会というようなこともやらせていただいております。ただ、その説明会の中でやはりさまざまな御意見があったということで、子ども・子育て会議の中でそういった意見を踏まえた検討をまたしていただくことになるというふうに考えております。以上です。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○2番（吉川三津子君）

では、順次質問させていただきます。

永和保育園のほうで先ほどから説明会等されたということですが、市としてこの説明会っておおむね理解してくれる人が多いという認識なのか、これはまだまだ理解していただけるところには至っていないと考えていらっしゃるのか、その辺のところの見解をお聞きしたいと思います。

それからあと、順次ちょっと聞きたいんですけれども、民間と公設ですと財政的なメリット、私立だと国ほうからいろんな交付金とかが来るということで、どれぐらいプライマリー財政的なメリットがあってこれを進めていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。その2点、まずお願いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

まず1点目でございます。説明会での保護者の方々などからいただきましたアンケートの結果で御報告を申し上げますけれども、気になること、心配なことの解消の状況について伺った中で、「解消できた」「おおむねできた」と回答された方が28.8%、「一部できない」「できない」というふうに回答された方が47.5%という結果となっております。一部できない、できないと回答された方につきましては、その理由をお伺いしておりますので、今後子ども・子育て会議の中でまた協議をしながら関係者の皆様方の不安を少しでも解消できるように努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の財政的なメリットということでございます。具体的な例で申し上げますと、建設をしようとしたときにこういった部分について施設の整備の部分について国のほうから補助金が受けられるというような仕組みになっておりまして、そういった点では民営化の財政的なメリットを受けられるということになっておりますので、当然金額につきましてはそれぞれの内容によってまた変わってまいりますので、個々具体の例によって計算をしてみないとわからないところがございますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

#### ○2番（吉川三津子君）

永和保育園のほうも私説明会に伺ったんですけれども、突然の話であって、事前の周知等ができていないところでの理解度が低いという面もあるのではないかなというふうに思うわけなんです。その点についてはどのような認識をされているのでしょうか。やはり今まで何ら保護者の方にこういった指定管理とか民間移譲の話がされていなくて、突然出た話というところでの戸惑いというのがかなり多いなということを感じるわけなんです。その辺についての認識をお伺いしたいと思います。

それからあと、建設だけではなくて、財政的メリットがあるからきっとやられると思います。建設の部分だけではないと思います。そういった年間の運営していく上での公設と私立、財政的メリットをしっかり示していただかないと、多分そこが一番根底にあって、それがあってなおかつ保育レベルを下げないということで動いていらっしゃると思うので、その部分についてしっかりと財政メリットは示していただかないといけないかなというふうに思っております。具体的に示してください。

それからあと、今までの保育園の指定管理で、いろんな問題が全国で起きております。それ

は何かというと、やはり宗教的な団体が指定管理を受けたときに、そこに変わったときに急に数珠を持たされてお参りが始まったりとか、イエス様に云々とか、そういったところでの保護者、子供の戸惑いというのがかなり大きな一つの問題として、そういったところが保育をしちゃいけないというわけではないんですけれども、そういった事例がかなり出てきているなということを感じているわけですが、公募の仕方において具体的にどんな条件を欲しながら取り組んでいく予定なのか。今ある課題においての条件を教えてくださいと思います。

それからあと、やはり公立がよくて私立は悪いんだという昔ながらの意識というか、公立は正しくて私立はだめなんだという意識があるのかもしれないんですけれども、今この愛西市の中で私立の保育園においてこんなことで困っているんだと、市の保育方針が十分に理解いただいていなくて、運営上困っているんだということがあれば教えてくださいというふうに思います。

あと、永和の保育園についても、今後少子化がストップされればありがたいことなんですけれども、今の規模で存続し続けることができるのだろうかということをややはり考えるわけなんです。あれだけの建物を民間移譲したときに、本当に子供がそれだけ集まるのだろうかということも、指定管理とか民間移譲してくださる上で一つの課題になってくると思いますが、今後の永和保育園の利用者の推計とか見込みとか、その辺はどう考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、まず私のほうから一番最初、今回の民営化についての周知不足の件についてでございます。基本的に先ほど申し上げましたけれども、今回の方針及びプランにつきましては検討委員会を立ち上げた中でパブコメを経て策定をさせていただいておるという状況でございます。そういった中で、その結果等につきましても説明会等をしたという経緯ではございますが、やはりなかなか周知が行き届いてなかったというところは否めないところかというふうに端的に考えております。

それから、宗教的な団体の関係でございます。これはたしか説明会の中等でも一部お聞きをしたことがあるやに思っておりますけれども、いいのか悪いのかということについてはちょっと見解は避けさせていただきますけれども、いずれにしてもその指定管理者を指定するに当たっては、先方についての会議、審査会等を行うというところでございますので、そういった中でこれに限らずさまざまな問題について検討をしてみたいというところでございます。

それから、最後の関係でございます。現状の規模で果たしてずっと園児の確保ができるのかというところでございます。基本的に今回のプランの中で、園児数、児童数も含めて推計をしたものは持っております。当然園児数のほうは徐々にではございますが、減る状況にはございます。ただ、他地区と比べまして永和保育園の部分につきましては、減りの幅はかなり少ないという状況にはなっております。ただ、今後長期間にわたっての推計というものは、果たして指定管理の運営、経営の中でそれを確保できる数値になっているのかどうかというところまではちょっと数値の推計はしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとの答えられなかった部分について、担当のほうより答弁させますのでよろしくお願いをいたします。

**○市長（日永貴章君）**

担当が今調べておりますが、その前に私から答弁をさせていただきたいというふうに思いません。

今回、永和保育園の件につきまして説明会のお話がありましたけれども、我々といたしましては通常さまざまな計画等を策定した場合の手順につきましては済ませていただいたということでございます。当然示させていただいて、パブリックコメント等でも御意見を多数今回の件につきましてはいただいておりますし、それにつきましても回答、そして丁寧にとということで保護者説明会や地域説明会等もさせていただきました。しかしながら、なかなか先ほどの御質問の中にもございましたけれども、意見が御理解いただけない部分についてもあるということは十分に承知をしております。しかしながら、我々といたしましては今後の愛西市を見通した計画の中で順次進めていかなければならないというふうに思っておりますし、やはりいろいろな計画、この保育園のみならず、やはりそれぞれの各児童クラブ等につきましても今まで指定管理者等も導入をさせてきていただいております。そういった実績も説明を今後もしていかなければならないかなというふうに思っておりますし、さまざまな計画をいかに市民の方々に知っていただくのかということは、今回一般質問でも出ておりましたけれども、我々としてはさまざまな周知の方法といたしますか、議員の皆様方にもいろいろな国の関係につきましてもそれぞれ計画等を策定されていって、パブリックコメント等をやられているようでございますけれども、そういったものに対してもどういった方法があるか、我々としても考えていかなければならないというふうに思っております。

そして、今後の永和保育園の園児の推移につきましては、現状においても民間、公立問わず通っていただける園児の確保には大変苦慮しているということをお聞きしております。やはり愛西市全体の保育園が全て園児の確保、保育士の確保等大変苦勞しているという状況でございますので、その中でやはりどのような運営方法をとっていただけるのかということは協議をしていかなければならない内容だというふうに考えております。以上です。

**○児童福祉課長（加藤敏樹君）**

財政面以外のメリットとしましては、人件費の削減になると思います。金額としましては約8,800万円ほどの人件費が永和保育園にかかっております。以上です。

**○2番（吉川三津子君）**

建設部の関係で国からの補助が来るというお話でしたけれども、ほかの部分での私立のメリットというか、国からの交付金とか、そういったものが公立には来ないけど私立には来るというものがまだほかにあると思うんですけど、その辺のところの試算はされているのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、まだ残っているのが、もう一回、議長、言っているいいですか。まだ答弁がされていないところがあるので言います。そこの部分をしっかりと財政的なメリットについてお伺い

をもう一度したいというふうに思います。

それからあと、これから指定管理をする上で審査会で審議するというお話でしたが、その前に市の職員の方々に指定管理をするに当たっての仕様書といったものをつくられるわけなので、その中で市の職員の方々がいろんな条件を付していくわけです。その条件というのが、具体的にこういったものを付さなければいけないなという話が既に出ているのかということを知っています。

○議長（大島一郎君）

吉川議員、済みませんが2回目の質問で追加ですか。

○2番（吉川三津子君）

違う、答弁漏れです。違ったところの答えがあったので、もう一度そこを。議長、聞いていることと違った答弁だったので、もう一度そこを、答弁漏れです。

○議長（大島一郎君）

答弁しておくから。

○2番（吉川三津子君）

していませんよ。議長、していません。じゃあどうしましたか、どうされましたか。

あと、もう一つされていないのが、現在私立と公立、私立で何らかの問題が出ていて、私立と公立とやはり市の保育方針が伝わらなくて困っているようなことがあるんですかということをお聞きいたしました。指定管理をする上での条件ということを知りましたので、その条件については答弁がありませんでした。

○議長（大島一郎君）

条件は検討会でやるという話だもんで……。

○2番（吉川三津子君）

検討会ではないので、そこが答弁されていませんので。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、まず財政的なメリットの部分でございますが、運営に当たっての運営費の場合でございますが、施設型の給付というものがございます。これは民間の場合でございますと、国が2分の1、県が4分の1という経常的な運営費の財源が受けられるということで、現状の市単独よりふえるということになります。

それから、仕様書の部分でございます。これは当然審査会に諮る前の段階で職員のほうで作成をしてまいるわけでございますけれども、当然その作成につきましては過去の事例等も踏まえ、またいただきましたアンケートの説明会のお話、心配事等も基準にいたしまして、できる限り不安を生じないような形の仕様にしていきたいというふうに考えております。

それから、市の方針について指定管理者のほうにどのように伝えていくのかというような趣旨であったかと思っておりますけれども、これは指定管理を導入する時点で今までの行ってきた部分の永和保育園の保育指針という方針というか、そういったものも当然あるとは思いますが、指定管理者サイドの方針というものも当然お持ちであろうと思っておりますが、やはり保護者の方々か



ら心配をされるというのはそういった部分も一部あるということですので、そういった問題点について払拭するような話し合いの中でお互いに方針を伝え合うということで対応をしてみたいと考えております。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

まず、指定管理者のどのような内容につきましては、ほかの指定管理者もそうですけれども、調整会議を行っておりますので、その中でしっかり担当サイドでこのような条件をつくるということを提案していただいて、調整会議でしっかりと協議をして実際に指定管理の候補に入ることということでございます。

あと、民間と公設の保育園のいろいろな課題等につきましては、園の全体会議がございますので、その中でいろいろな意見交換をして課題について情報共有をして、今後そういった課題について解決する案を公立、私立問わず協議、情報交換をしていっておりますし、今後もそういったものを重要視していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、9番・加藤敏彦議員。

#### ○9番（加藤敏彦君）

議案第33号：愛西市立保育園設置条例の一部改正についてですけれども、質問といたしましてはなぜ指定管理制度を導入するのか。また、住民の強い反対があっても実施するのかということですが、今、竹村議員のほうからはメリット・デメリット、また市長の答弁のほうからは将来の愛西市を見据えてというようなことが出ておりますけれども、この指定管理に当たって永和保育園の民営化に当たっては住民説明会が行われて、部長のほうからも数字として反対の理解が得られないと、おおむね理解できたという数がアンケートでいくと28.8%、理解できないという数が47.7%で、やはり愛西市の状況、永和地区の状況を見ますと、1公立の保育園、1公立の小学校、1公立の中学校で、一番安定した保育状況がある。そういう状況の中にあえて永和保育園の民営化をするための提案を今しているということですが、これは住民の要望でもなく、市の事情によってお願いをしておることではありますが、やっぱり市の仕事の第一は福祉でありますので、そういう点から言ってもこの提案は間違っておる。一番最後の最後の提案でなければならないというふうに思うんですけれども、なぜ指定管理制度を導入するのか。その一番の意図は、今、数字的にも指定管理で経費削減8,800万という数字も出ておりますけど、一番の動機、目的というのは何なのか再度確認したいのと、住民のアンケートの中でもありましたけれども、民営化するならきちっと入園する説明会でやった上でやってほしいという形で、今おる方々は公立の園児として卒園させてほしいというアンケートもありましたけれども、住民の強い反対があっても強行していくのかについてお尋ねいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

市が今回指定管理者制度というものを選択いたしましたのは、現在の永和保育園の保育方針、公立のよさを指定管理者に継承していただきながら、民営化のメリットも含めて保護者や児童の不安を解消するためということでございます。市といたしまして、指定期間中につきまして

は保護者の意見を伺いながら指定管理者の観察を行って、適正な保育運営を指導してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

あと、答弁がなかったので、住民の強い反対があっても実施するののかについての答弁はお願いしたいと思います。

やはり指定管理で公立のよさを民間にお願いすると、公立はやっぱり安定した保育、職員の条件なんかもやはり公務員として保障されておりますし、そして赤字で倒産すると、保育をやめるということも、それは市の保育でありますからそういうことはありませんので、そういうところまで民間に保障されることはないのです、それはやはり無理は無理なので、民間は民間のよさで切りかえたいということならわかりますけれども、公立のよさを民間に引き継いでいただくということはそもそも無理な話だと思います。それは指摘して、あと住民の強い反対、まだやっぱり強い反対があると思いますし、今後もどうなるかわかりませんが、その点について進めていくのか、再度確認をいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今回の民営化も含めた部分でございますけれども、多様化、複雑化するニーズに対応しながら、公民協働で効果的で効率的な運営を図るためというところを目的といたしまして、今回の方針、実施プランを検討委員会の協議としてパブリックコメントを踏まえて策定をしたものでございまして、今ある公立のかわりは民間たり得ないというような御発言もございましたが、さまざまな意見もあるということでございますが、そういったところを踏まえて今回説明会というものを開催させていただいたところでございます。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩に入ります。再開を午後1時30分からとします。

午後0時26分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大島一郎君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第34号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第6・議案第34号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第34号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、提案理由の中の子ども・子育て支援法施行規則の一部改正ということですが、どんな内容であるのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

国におけます規則の改正の内容についてでございます。

今回の規則の改正につきましては、子どものための教育・保育給付の認定を行う場合、支給認定証で確認をしております。その支給認定証に加えまして、その支給認定証を受けていない場合にあつて、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に規定する通知によつても確認ができるという内容の改正でございます。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

この改正について、愛西市に当てはめた場合に対象はどのようになるのか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

現在の状況に当てはめてみますと、この支給認定証の交付につきましては約1,600件の影響があると考えております。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第35号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第7・議案第35号：愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第35号の愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正についてということで、表記が変わるという内容ですが、表記が変わることに対して影響があるのかどうか、お伺いできますでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今回の表記の改正に伴います影響については、ないというふうに考えております。以上です。

○11番（河合克平君）

控除対象配偶者と同一生計配偶者、また源泉徴収対象配偶者ということで3つの配偶者ができるということで、それぞれ世帯主の収入と、それから本人の収入によってそれぞれ違ってく

るんだよということが、税制改正があったわけなんですけど、従来と同じように判断をしていくということですけども、控除対象配偶者は150万円の収入があつて1,120万円の世帯主のところについてはあるよという内容が違って来るんですけど、その辺の周知というのか、そういった案内というのはどのようなことか教えてください。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

今回の改正につきましては、国の所得税法の、今、議員がおっしゃっていただきました配偶者控除及び配偶者特別控除等の見直しによるものでございまして、直接的に影響はございません。ただ、引用している部分の改正ということで、特段これについての今現在周知については考えてございません。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第8・議案第36号（質疑）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第8・議案第36号：海部地区環境事務組合理約の変更に関する協議についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

では、議案第36号の海部地区環境事務組合理約の変更に関する協議についてということで、この件については従前からそのような規約の改正をされた内容で行われていると思うんですが、その内容が変わったのはいつからで、なぜ今変えられるのかということをお教えいただけますか。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

海部地区環境事務組合では、これまで選挙により管理者を選出しておりました。ただ、以前からこの件につきましては、懸案事項ということで検討もされておりました。平成30年3月31日で現在の管理者が任期満了になるため、今回改正をお願いするものでございます。

**○11番（河合克平君）**

では、30年3月31日までと3月31日を過ぎてからは選出の仕方が変わるという認識でいいんでしょうか。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

そのとおりでございます。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第37号から日程第15・議案第43号まで（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第9・議案第37号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから日程第15・議案第43号：愛西市藤波地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでを一括議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

それでは、議案第37号から43号まとめてお聞きをしたいと思います。

それぞれ指定管理の点数がばらばらになっているわけですが、それぞれのコミュニティセンターでどんな課題があるのか。そして、どんなところがよい評価がされているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、コミュニティセンターもこれからは変わっていかねばならない、利用率が低いということも今回一般質問させていただきましたが、今までの契約と何らか変わるところがあるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○市民協働部長（伊藤裕章君）

点数につきましては、コミュニティセンター指定管理者選定委員会委員が各推進協議会から出された書類を選定審査項目ごとに審査をするため、採点をする点数が違ってきております。

課題ということでございますが、それぞれのコミュニティセンター推進協議会、指定管理者ですけれども、行っていただいておりますが、修繕費とか、そういった課題があるかと思えます。また、評価につきましては、評価の大きく違っている理由ということで、施設の有効な活用がされ、稼働率が高く、安定した経営が可能となる推進協議会が高い評価を受けているんじゃないのかなというふうに思っております。

もう一点、これまでの契約と変更があるかということでございますが、これまでと同様の内容で管理をお願いしたいというふうに考えております。

○2番（吉川三津子君）

指定管理者制度というのは、5年なら5年管理者が決まるんですけれども、必ずしも契約しなければいけないわけではないというのがこの指定管理者制度なんですけれども、1年ごとに契約というのがされるわけで、その都度協議しながら事業の内容とか、いろんなことを変えていくわけですが、今まで1年ごとにそういった契約の変更等について協議しながら契約を結んできたのか1点お伺いしたいのと、やはり今後これからいろんな福祉の問題、まちづくりの問題が出てくる中で契約内容の変更をしながらこの5年間進めていく方針なのか、その辺お伺いをしたいと思います。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

契約というものの、協定書を結んでおりました、包括協定ということで5年間の包括協定を結んでおりました、そのほかに単年度協定というのを結んでおります。そういった中で、包括的にはおおむね5年間こういった内容の活動というか管理をしていただくのか、そういったことを結んでおります。

ただ、単年度協定になりますと、そういった見直しということは当然しておくことになるものですが、先ほどからの恐らくサロンの関係だと思っておりますけれども、そういったことについては現在そういった推進協議会の体制というものがございますので、そういった体制を整えていく中で考えていきたいというふうに思っております。

**○議長（大島一郎君）**

次に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

**○7番（山岡幹雄君）**

議案第37号から43号までの今回のコミュニティーの指定管理について1点ほど質問させていただきます。

今回、指定管理については非公募で実際行われてあるんですけど、この指定管理者に何を市は期待してみえるか、ちょっと御質問させていただきます。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

今回の指定管理者に何を期待するかということでございます。

地元の団体に管理をお願いすることで、地域の活動や利便性の向上、地域に根づいた管理運営ができるため、コミュニティー組織の強化と市民協働の推進が期待できるものというふうに思っております。

**○7番（山岡幹雄君）**

第2次総合計画のコミュニティーづくりということで計画をお示ししておるわけですが、実際、今回吉川議員も言われたように、この7施設、点数がそれぞれ評価がばらばらでございます。そのときに意見があったかどうかわかりませんが、審査員の方々がどのような意見があったのか、その辺お話があった場合、ちょっと教えてください。

**○市民協働部長（伊藤裕章君）**

選定委員会の意見といたしましては、利用度の設定に関して時間帯区分について午前・午後と1時間単位というように設定が異なっているという御意見と、1時間当たりのほうが使いやすいのではないかと御意見、受け付け時間も施設によってばらつきがあるが、統一できないかという御意見をいただいております。

**○議長（大島一郎君）**

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは、一つは37号の永和地区のコミュニティーセンターの指定管理のみが3年という形で今回なっておりますけれども、その理由についてお尋ねをしたいと思っております。

それから、先ほどから評価に対する点数のばらつきの問題が質問されておりますが、いわゆる稼働率が高いところが高評価になるというような傾向はあるんだという話がありました。ただ、やはり指定管理そのものを我々が検討していく場合には、それぞれの委員一人一人ではなくても合計点でいいので、項目ごとの点数をコミュニティセンターごとに示していただきたいなというふうに思います。だから、そういう中で比較しながら、例えば指定管理の課題や何かについても我々としても質問ができるので、ぜひそうした議案提案のときに項目ごとの点数などもそれぞれのコミュニティごとに出してもらいたいような体制にしていきたいと思いますので、その点についてもお尋ねをしたいというふうに思います。

また、例えば評価点の低いところに対するアドバイス等、どのようなことをやっているのかについてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

まず、1点目です。永和地区のみなぜ3年かということでございます。こちらにつきましては、指定管理者制度調整会議の協議を踏まえまして、新規導入ということによって3年ということにさせていただきました。

続きまして、評価がばらばらで項目ごとを示す資料が出ないかということでございます。こちらのほうにつきましては、今回参考資料ということでごつけさせていただいておりますが、そういったセンターで項目ごとということになってきますと、他の指定管理者制度との資料の整合性もございますので、ちょっとその辺のところは検討させていただきたいというふうに思います。

それと、点数の低いところへのアドバイスというようなことでございます。こちらにつきましては、実地調査というものを行っております、その中で必要に応じて行っていきたいというふうに思っておりますし、各推進協議会等の評価を一定の基準を満たしているというふうには思っております。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

永和地区に関しては、新規導入なので3年ということでご答弁がございましたが、ということはそれ以降は5年契約を考えているということでしょうか。ほかのコミュニティセンターと一度に同時に出している状況になっていきますけれども、その点についてずれていくことはそれはそれでいいということではないんですね。その点について確認をしたいと思います。

それから、ぜひ資料の関係に関しては、やはりできるだけ詳しい資料が欲しいと思いますので、議員それぞれが詳しい資料を出していただきたいと申請するよりは、やはり必要なものとしてぜひともそちらの市側のほうからやっていただきたいと思いますので、ぜひとも検討をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

#### ○市民協働部長（伊藤裕章君）

永和地区の関係でございます。こちらにつきましては、新規導入ということによって3年、3年後に更新ということになっていきますけれども、検証等を踏まえた上で年数について5年になるかということを検討していきたいというふうに思っております。

先ほどの資料につきましては要望ということで承っておきますので、よろしく申し上げます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第44号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第16・議案第44号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、8番・大野則男議員、どうぞ。

○8番（大野則男君）

それでは、議案第44号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について、一、二点御質問をさせていただきたいと思います。

これはそもそもコミュニティー活動の拠点でありましたが、このたび公民館としての位置づけで指定管理をされますが、使用手順並びに使用基準、使用料がもし決まっているのであればお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（大鹿剛史君）

永和地区公民館の使用法並びに使用基準につきましては、指定管理後も内容等、現在とほとんど同じで変更はございません。変更になりますのは申請受け付けの場所が現在永和出張所の事務室で行っておりますが、これを公民館入り口にある受付窓口が申請場所になります。また、これまで受け付けが月曜日から金曜日であったものが、火曜日から日曜日と変更になります。以上です。

○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

じゃあ、もう一点だけ。もともとコミュニティー活動の拠点でありましたが、今後公民館としての使用目的になるわけで、今まで以上にこの公民館が使われるとは想定できませんので、使用率を含めてどのような方法をとられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○教育部長（大鹿剛史君）

今回の指定管理の選考理由の中にもありましており、もともと地域のコミュニティーの活動を活発にすることに加えまして、このシルバー人材センターが提案したのは、地域の単に文化施設だけではなく、市民交流の場としたいという提案がございました。そういった点でこの施設が有効活用されるものと考えております。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。



○9番（加藤敏彦君）

議案第44号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定についてですけれども、一つは社会教育施設は市が直接責任を持って運営すべきというふうに考えておりますが、市の考えはどうでしょうか。

次に、指定期間が3年になっておりますが、3年、5年と今議論をしておりますが、なぜ3年かについてお尋ねをいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

社会教育施設の運営につきましては、多様化する住民ニーズに応えるため、民間のノウハウを活用し、経費の節減及び住民サービスの向上を図るため指定管理者制度を導入するもので、市といたしましても社会教育法に基づきまして留意すべき点は十分踏まえた上で、社会教育施設の運営を指定管理者制度を導入して進めていきたいと考えております。

それから、指定の期間についてでございます。サービス継続性の確保、指定管理者のリスク軽減、長期固定化による弊害の排除等を考慮し、指定管理者の期間は3年から5年と原則しております。今回は初めての指定でございますので、3年という期間設定をいたしました。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

永和地区公民館、社会教育施設ということですが、今回はシルバー人材センターが前提での指定管理ということですが、この民間のノウハウという点について、再度どのようなノウハウを持ってみえるか。

また、経費節減としてはどれだけを予定してみえるのか。

あと、シルバー人材センターということをご予定されておりますけれども、シルバー人材センターに家賃とか駐車場の使用料とか、そういうような請求が発生するのでしょうか。

また、公民館事業としてどのような計画が出てくるのかについてお尋ねをいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず、今回の指定管理者、シルバー人材センターでございます。御承知のとおり、それぞれ社会でいろんな経験を積まれた方が会員として在籍をしてみえます。そういった方々の長年培ったノウハウ、経験等を文化施設の中で生かしていきたいというのが提案の一つでございました。先ほど大野議員にも答弁いたしました、さらに年代を超えた市民の交流の場としたいという御提案がありましたので、高い評価を得たということでございます。

それから、家賃、駐車場等、この部分に関しましては指定管理の指定外ということで、当然お支払いをいただいてもらう予定でございます。

それから、財政的なメリットでございます。当然指定委託料を今回これから予算でお認めをいただいておりますが、今、永和出張所における正規職員の分の人件費、そういったものよりは当然低くなるということで、その分がメリットになると考えております。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第45号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第17・議案第45号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

9月にこの交流拠点施設に対する基金条例がつくられましたが、そういう中で今後の指定管理の内容等について、中身についても今後変更を考えていきたいというような答弁もありました。今回からそうなっているのか、今後になっていくのかについて、その点についてどうなるのかについてお尋ねをしたいと思います。管理費などの負担金の変更等をしていくことも含めてちょっと話があったので、ぜひそのあたりの答弁をお願いします。

○産業建設部長（恒川美広君）

現在は指定管理料を払わず、市でトイレ、観光情報室、外回りの清掃などの管理を行っております。今回は今までと変更はございませんが、5年後の更新時には見直しを考えたいと考えております。

○10番（真野和久君）

指定管理に関して、一応交流拠点施設の指定管理ということでありましてけれども、今後道の駅周辺に関しては新たな周辺整備をしていくということもありますが、そういう点で交流拠点施設の指定管理と、そうした周辺施設の整備、その関係というのはどういうふうにご考えておられますか。

○産業建設部長（恒川美広君）

周辺整備と指定管理者制度、今の管理者は直接今管理をしていただくとか、その辺までは特別考えておりませんが、ただ今後施設が一体的なものになれば、またそれはそれで考えていかなければならないというふうに思っています。

○議長（大島一郎君）

次に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これから補正予算の質疑に入りますが、予算審議においては、補正予算書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第46号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第18・議案第46号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

最初に、5番・竹村仁司議員、どうぞ。

○5番（竹村仁司君）

議案第46号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について、2点ほど質問いたします。

補正予算書の16ページ、17ページ、3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、23節償還金利子及び割引料で、保育所運営費負担金返還金320万5,000円ですが、概要の中で平成24年度から平成26年度分保育所運営費主任専任加算分が課題であったとありますが、経緯をお伺いします。

次に、2点目に22ページ、23ページ、10款教育費、1目学校管理費、11節需用費、13節委託費で、市江小学校渡り廊下修繕費129万6,000円、西川端小学校南校舎西棟トイレ改修工事実施設計委託料150万円が計上されていますが、それぞれ今回補正でやらなければならない必要性和緊急性をお伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、まず私から御答弁をさせていただきます。

平成28年に実施をされました会計実地検査におきまして、市内の保育所で保育士数が国の配置基準に満たない月があることが発覚をいたしました。これを受けて、負担金の過大交付分を国・県に返還することとなりました。返還の対象となりますのは、会計検査院の方針で平成28年度は延長保育促進事業を、そして平成29年度は保育所運営費主任加算分の精査、返還の実施をすることとなりました。精査の結果、返還金の対象となる年度は平成24年度から平成26年度分ということになりました。以上です。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず、市江小学校につきましては、平成30年度に外壁改修工事にあわせての修繕を予定しておりましたが、渡り廊下の支柱の腐食や塗装の剥がれが予想以上に劣化の進行が速かったため、児童への安全性の配慮から今回補正をお願いさせていただきました。

西川端小学校トイレにつきましては、平成29年度の夏休み終了直前に2階トイレにおける漏水が発生いたしました。漏水原因が特定できず、児童に対する学習環境への影響を考慮した結果、2階トイレを使用中止するという選択をいたしました。トイレの修繕を実施するのであれば、現在進めておりますトイレ改修事業を同時に実施するほうがよいと判断し、来年の夏休みに工事を施工しようとした場合、この時期に設計を行わないと工期が間に合わないため、今回補正をお願いするものでございます。以上です。

○5番（竹村仁司君）

初めの保育所運営費負担金返還金320万5,000円ですけれども、計上されたわけですが、8ページの10款諸収入、3目雑入で、保育所運営費負担金返還金の歳入が676万2,000円と多くなっているのはなぜか、お伺いします。

済みません、もう一点、学校のほうは市江小学校の渡り廊下修繕の完了の予定がわかればお伺いすると、先ほどちょっと御答弁いただいたので確認ですが、西川端小学校トイレの改修は漏水防止だけではなく、洋式化も含めた改修と考えればいいでしょうか。また、以前工事期間に長期の休暇の間に行くということで、先ほど来年の夏休みということで進めているというのちょっと確認でお伺いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

今回の補正予算では、歳入に民間保育所からの返還金を計上いたしておりますが、議員のおっしゃるとおり、歳入と歳出の差額につきましては、市に対する返還金でございます。以上です。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

市江小学校につきましては、補正予算がお認めいただけましたら速やかに着手させていただきたいと考えております。工期は2カ月ほどと考えております。

西川端小学校につきましては、議員おっしゃられるとおり、洋式化を含めた改修でございますので、来年の夏休み期間を工事として考えております。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

では、議案第46号の平成29年度愛西市一般会計補正予算について質問をさせていただきます。

今、竹村さんのほうからお話がありましたが、9ページの19款5項3目の雑収入の中にある保育所運営費負担金返還金676万2,000円ということでお話がありましたが、再度確認ですが、たしか去年もありました、ことしもありました。それで終わるのかどうかということと、積算となった全体としては幾らだったのかということ再度申しわけないですが、教えていただきたいと思っております。

そして、13ページの総務費、一般管理費、基金費で8億6,676万5,000円ということでの積み立てをするということでの記載がありますが、昨年は減債積立金ということ半額積み立てた状況ではあったと思っておりますが、今回は公共事業整備基金積立金ということで半分4億3,000万ということで積み立てますが、これについては昨年は減債積立金であったと。今回は公共施設の事業の整備基金であるということで、公共施設の整備を具体的にそれは設定をしているのかどうかということがあれば教えていただきたい。

続いて、17ページの3款1項4目の福祉医療費の中の福祉医療システム改修委託料というのですが、国保データシステムとの連携の中での改修だということのお話がありましたが、これを行うことによって新たにどんな統計等が見られるようになってくるのか、それによってどんなことができるようになるのかということについてお伺いいたします。

同じく17ページの3款2項2目の児童措置費4,806万、施設型給付金負担金ということで4,800万円の支出ということになっておりますが、これについては説明書の中で途中入所の人が入ったということと、キャリアアップの処遇改善をしていくという中でこれだけの費用が入ったということですが、具体的な途中入所の人数と、またキャリアアップの処遇の改善の内容ということについてお伺いをいたします。以上、よろしく申し上げます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、まず保育所運営費負担金の返還金の内訳でございます。これにつきましては、国に対して213万6,395円、県に対しまして106万8,197円、市の分といたしまして355万7,518円でございます。そして、今回28年度の会計の実地検査で指摘を受けました返還分につきましては、これで精算を完了するものでございます。

それから、続きまして福祉医療のシステム改修でございます。これにつきましては、連合会とのデータのやりとりについての改修でございます。これに伴って新たに処理が可能となるような事務というものは発生をいたしません。

それから、施設型給付費の関係でございます。これにつきましては、途中入所の方が当初の見込みより年間ベースで約60人ほど増加をするというような見込みでおります。

また、キャリアアップの処遇改善の内容についてでございますが、こちらにつきましては技能、経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算でございます。保育園等におけるキャリアアップの仕組みの構築を支援するという内容のものとなっております。私からは以上です。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、基金の御質問にお答えいたします。

公共事業整備基金への積み立てに関しましては、公共施設の老朽化対策、また更新費用に伴います大規模修繕を初め維持管理経費が今後ますます増加をいたしますので、その経費のための必要な積み立てと判断をしております。

また、減債基金の積み立てでございますが、これにつきましては決算見込み状況を見て判断をしております。

それから、設定額はあるのかといった御質問ですが、現在のところ、その額についてはまだ決まっておりません。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

保育所運営費負担金返還金ですが、今年度は676万2,000円ということはわかりましたが、合計で終わると、精算を完了するということですので、合計で一体幾らであったのかというか、全体の金額を教えてください。

また、福祉医療システムについては、県の事業化にあわせた形でのかかわる、そういう改修であるという認識でいいのでしょうか。国保データシステムだとどんな費用に使われたのか。生活習慣病にどれだけの人が使われて、どんな感じになったのかというところまで出ている部分があると思うんですが、そういう改修ではなくて県の事業化のためのシステムという理解でいいのでしょうか。

あと、施設型給付費についてですが、60人の人が増加をするよということはわかりました。具体的にどうというのはありますが、キャリアアップの処遇改善の内容について加算をする部分ということについて、追加的な人件費の加算の部分だよということですが、具体的に一体幾らの加算がされるのか。1カ月あたり幾らなのか。加算をされた分について、当然保育士のほうに支払わなければ処遇改善にはならないわけですが、処遇改善がされているかどうかということはどうチェックをするのかについてお伺いします。

また、公共施設の整備積立金については、これからふえていくのということでのお話だということ承りましたが、どのくらいのところまでふやしていくのかという目標があれば、減債基金についての目標はないということですが、公共施設の使用についての目標があれば教えていただけますでしょうか。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、まず最初の会計検査の結果の複数年、これまでに係る実績数値というものでございます。申しわけございません、ちょっとこれは手元に資料を持ち合わせておりませんが、昨年3園につきまして返還をいただいた金額の総額については、約1,500万円ほどあったということでございます。

それから、2点目の福祉医療のシステム改修の関係でございます。これは先ほど申し上げましたとおり、国保連合会のシステムが更新をされて、現状のままでは福祉医療の分のデータの取り込みができなくなるということで、改修をお願いするものでございます。

それから、3点目のキャリアアップの具体的な内容ということでございます。これにつきましてはキャリアアップの仕組みをまず構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に経験年数おおむね7年以上の職員に月額4万円、経験年数おおむね3年以上の職員に月額5,000円を技能、経験に応じた処遇改善として公定価格に上乘せを行うものでございます。以上です。

#### ○総務部長（伊藤長利君）

それでは、公共事業整備基金の目標積立額といった御質問かと思えます。ずっとお話しさせていただいております公共施設等総合管理計画の中で、今後施設を延べ床面積を30%カットする中で、それでもまだ1,272億がかかるという試算のもと、年間31億ほどがこういった施設整備に係ってくるのではないかと試算のもとに積み立てを考えていくわけでございますが、これにつきましては確定の数字は持ち合わせておりませんが、今後どんどんそういった中間的な修繕工事等も発生してまいりますので、そういった中で長寿命化及び予防保全の考えをもちまして、なるべくその基金から充てていきたいと考えております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

済みません、1点、キャリアアップの内容でチェック体制についてのお尋ねでございます。これにつきましては、数値等、あるいは保育士の整備の状況というのは逐一書類として上がってまいりますので、そういった段階を踏まえて、捉えてチェックをしていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

それでは、15ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、障害者総合支援給付金についてお伺いをしたいと思います。

1億8,517万という大きな補正なんですけど、利用増ということで説明がございました。どんな事例で、どんな事業に使うのか教えていただきたいと思います。

それから、市において障害者総合支援法のもとで給付を受けている方の人数と事例について教えてください。今回の1億8,517万の財源内訳について教えていただきたいと思います。

それから、17ページの民生費、児童福祉医療費、扶助費、母子・父子医療費の関係でお伺いをいたします。ふえた母子・父子の世帯、どれだけの世帯数なのか教えていただきたいのと、現在の母子世帯、父子世帯が愛西市にはどれだけあって、子育て世帯の何%を占めているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、まず障害者の総合支援給付費についてお答えをさせていただきます。この制度につきましては、平成25年4月に障害者自立支援法が改正をされまして、社会福祉における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実など、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法が施行をされました。具体的なサービスといたしましては、居宅介護、それから生活介護、施設入所支援、共同生活援助、そして就労継続支援などでございます。

次に、給付を受けている方々についてでございます。平成29年8月の利用状況で申し上げます。居宅介護で78名、生活介護で115名、施設入所支援で61名、共同生活援助で59名、就労継続支援で203名などでございます。

そして、財源についてでございます。これは国が2分の1、県4分の1、市が4分の1ということになっておりまして、今回の補正に置きかえますと国庫の支出金が9,258万5,000円、県の支出が4,629万3,000円、市は同額ということになります。

それから、母子・父子医療の関係でございます。まず、世帯の増の関係でございますが、平成28年と29年の10月末現在の数値の比較で申し上げますと、父子世帯におきましては3世帯の増、母子世帯につきましては22世帯の減ということになっております。それから、続きまして29年10月末現在の母子・父子の世帯数でございますが、こちらは425世帯となっております。また、子育て世帯の何%かというお尋ねでございますが、この辺の元数値を把握しておりませんので、ちょっと御答弁できないということで御勘弁をいただきたいと思っております。

私からは以上です。

○2番（吉川三津子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

障害者総合支援給付金というのは新しい事業で、やはり年々利用者がふえていっている状況なのかというところの評価をお聞きしたいのと、それから年齢ですね。大体年齢層はどうなっ

ているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、先ほど母子・父子の人数等お示しいただいたんですが、今現在425世帯がひとり親世帯ということですが、父子・母子それぞれ何世帯かわかりますでしょうか。わかれば教えていただきたいのと、また委員会がございまして、ぜひこれが全体の何%に当たるのかということとは少し分析をお願いしたいと思います、よろしくをお願いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

まず最初に、障害者総合支援の関係でございまして、基本的には年々増加しておる。利用者もそうなんですけれども、利用料についても増加をしておるという状況がございまして。それから、年齢層ということもございまして、大変申しわけありません、今、年齢区分ごとの数値、資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

それから、母子・父子家庭の関係で世帯の数とびたっと一致をするかどうかわかりませんが、29年10月現在の児童の数、母親の数、父親の数というのがございまして、それで御回答にかえさせていただきたいと思っております。29年10月現在で児童の数といたしましては349名、母親の数としましては399人、それから父親の数ということでは26名ということで、トータルで774名ということもございまして、以上です。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○10番（真野和久君）

今回、マイナンバーの関係で社会保障・税番号制システムデータ標準レイアウト改版に伴いということで、いろいろとずっと総務費でもありますし、また国民健康保険のほうで特別会計のほうにも出しているわけなんですけれども、これは来年の7月からマイナンバーに対応した運用のためというふうにありますけれども、具体的にどのように変わっていくのかについて説明をお願いします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今回の補正につきましては、平成30年7月から予定をされておりますデータの標準レイアウトに対応するための改修経費でございまして。この社会福祉総務費の部分で申し上げますと、日本年金機構との情報連携を可能とするためのシステム改修でございまして、以上です。

#### ○10番（真野和久君）

今回マイナンバー制度に関しては、この間、企業への照会の中でも問題では番号が漏えいするようなことが、愛西市の中では大丈夫だったと思っておりますけれども、起きています。今後のマイナンバーの運用に関して、愛西市としてどのように考えていくのか。やはり本来マイナンバー制度というのは番号そのものが非常に矛盾していて、一方では他人に簡単に見せるなどというふうにできるだけしてくださいと言いながら、もう一方では今さまざまところにこのマイナンバーが活用されようとしています。例えば銀行の口座をつくる時とかを含めてね。そうなってくると、やはり非常に番号そのものの漏えいの問題ということが個人からということも出てきますし、当然市からの、例えば民間との照会の中でも非常に危険性が生ま



れてくるわけで、その辺が非常に大きな矛盾でありますので、そういった点をどのように愛西市で対応していくのかについてお尋ねをしたい。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

市としてのマイナンバーの取り扱いについて、なかなか私から御答弁を申し上げるのは難しいかも知れませんが、議員御指摘のとおり、大変重要などいいますか、そういったデータを扱う内容となっております。ただ、国の方針というのも当然そのベースにはあるわけですので。我々職員といたしましては、そういった国からの指針等も踏まえまして、その取り扱いに十分配慮をすべく、研修等含めて認識を深めていかなければならないと考えております。以上です。

○総務部長（伊藤長利君）

今、福祉部長がおっしゃられたとおりでございますが、確かに国の方針に沿ってマイナンバーの制度をさせていただいておりますけれども、やはり情報漏えいがないように今後も気をつけてまいりますし、いろいろ気をつけてやらせていただかなければならないと考えております。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第46号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第4号）について質問いたします。

1つ目は、17ページ、3款2項7目20節扶助費、障害児通所給付費の3,516万3,000円、金額的に大きいんですけども、利用増加の内容についてお尋ねをいたします。

19ページ、6款1項3目19節負担金、環境保全型農業直接支援対策事業費32万4,000円の内容についてお尋ねをいたします。

あと、23ページの学校施設の改修につきましては、竹村議員が質問されましたので、ことしの夏季修繕工事で不用額は出たというのか、そういう理由などもあるのかどうかについてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、まず私から障害児の通所給付費についてお答えをさせていただきます。

今回増額の要因となりました具体的なサービスにつきましては、放課後等デイサービスでございます。利用人数におきまして月平均で26名ほどふえておるという状況でございます。年間の利用日数で申し上げますと、3,836日という増加を見込んでおるところでございます。以上です。

○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうから環境保全についてお答えをさせていただきます。

この事業は、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行うものでございます。今回は堆肥の使用申請が1件追加となったため、補正をお願いするものでございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

今回の設計は委託料ということで、先ほど竹村議員に御説明した理由によってお願いをするものでございます。

御質問の夏季修繕の執行残でございますが、現在予定された修繕はやっており、なおかつ緊急な修繕があれば対応せざるを得ない状況でございますので、今年度予算については執行するものと考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

17ページの障害児通所給付費ですけれども、月26名ふえるということですが、延べの26名なのか、人数の26名なのか。それから、全体の人数は何名ほどなのかお尋ねをいたします。

それから、19ページの環境保全型農業直接支援対策事業ですが、1件追加ですが、具体的にどのような事業なのかお尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

利用人数につきましては、実人数ということでございます。

それから、滞在の月が122名という利用状況がございます。以上です。

○産業建設部長（恒川美広君）

具体例で御答弁をさせていただきます。レンゲなどの緑肥を使用したり、化学肥料を減らし、てわらをまぜた堆肥を使用することで、二酸化炭素の大気中の放出を減らす効果が考えられます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとらせていただきます。再開を2時45分からといたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第47号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第19・議案第47号：平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

47号の平成29年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算について、まず7ページにあります国民健康保険の保険税が4,639万9,000円ということで、合計で5,527万9,000円という減額が載

っておりますが、この減額についての内容についてお願いします。教えてください。

10ページ、11ページの保険給付費についてですが、保険の給付費が約1,000万円増額されているんですけれども、見込みと違った理由について教えてください。以上2点です。お願いします。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の保険税の減収の要因でございます。こちらは世帯及び被保険者数の減少というものもございますが、主な今回の減少の原因といたしましては、所得割のもとになっております課税標準額の減少が主な要因となっております。

それから、保険給付費についての要因でございます。これはまず一つ、一般被保険者の高額療養費におきまして、高度医療や特定疾病、また投薬等によります増額がございます。また、一方で退職者被保険者等の保険給付費につきましては、被保険者数の減少により減をしておるという内容となっております。以上です。

**○11番（河合克平君）**

この間ずっと、結構所得割の査定等で減少が顕著になってきたということがいろいろな場面で述べられているところでありまして、今回の補正予算でもそのような状況でしたが、県への納付がこれから始まるという状況の中で、同じような状況が続けば当然皆さんに保険税を値上げしなければならないというような判断になってくるのかと思うんですけれども、今回、今年度を入れまして一般会計からの法定外繰り入れはゼロということになりますし、いろいろと赤字になった部分については法定外繰り入れを入れていくという方針も示されているところでありまして、今回の29年度の見込みというのか、もし赤字になれば法定外繰り入れは当然していくかとは思いますが、そういった見込みがわかれば教えてくださいませんか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

今、納付金の部分については一般質問等でもお答えしたとおりの状況でございます。現在、それに向けて試算をしておる段階であるということでございます。

そして、その査定におけるベースとなるものの一つといたしまして、まず本年度、29年度の基金と、それから繰り越しの状況というのがベースになってくるわけでございますけれども、現在のところ29年度の給付の状況を見ておる限りでは、本年度法定外繰り入れをしなければならないという状況にまではなっていないと考えております。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第20・議案第48号（質疑）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第20・議案第48号：平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

議案第48号の平成29年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算について確認、質問です。

徴収嘱託員の能力給を増額ということで、予定していた前年等に比べてふやしているということについてですが、具体的徴収がどれだけされたことによる増額であるのかということについて、積算の内容を教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、いわゆる能力給部分の実績でございます。本年5月に支給をした額におきましては1万913円、6月が1万4,295円、7月が3万2,832円、8月が5,508円、9月が1万5,331円となっております。以上です。

○11番（河合克平君）

済みません、基本的なことを聞いていかんですけれども、これだけ支給しているということは滞納もこれだけ解消されてきているということのあらわれかと思うんですけれども、特にこれ現年度分の金額になるんでしょうか。どれくらいの解消がこの間されたのかということがわかれば教えてください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

ちょっと税額にフィードバックするというのがなかなか数値が手元にはございませんが、基本的に今申し上げた能力給に対応する部分としましては、現年度分でございます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第49号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第21・議案第49号：平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

議案第49号の平成29年度愛西市介護保険特別会計補正予算についてですが、6ページ、7ページ、介護保険料の第1号被保険者保険料というのが約140万円、特別徴収分合わせて166万7,000円増額となっておりますけれども、増額の主な要因についてお伺いをしたいと。

あと、13ページのところに審査支払手数料というのが今回増額をされております。15万円の増額がされておりますが、この内容及び理由について伺います。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

まず、1点目の保険料の部分でございます。こちらにつきましては、地域支援事業の財源構成の一部となっております、地域支援事業を担当いたします職員の人事異動分、それから審査支払手数料の増額分ということで、財源の比率に見合う保険料部分を計上したものでございます。

それから、2点目の審査支払手数料でございます。これは介護予防・日常生活支援総合事業におけます事業が初年度ということでございまして、当初の予算の見積もりの段階で利用件数のここまでの増加が見込めなかったということで、今回補正をお願いしておりますところでございます。以上です。

**○11番（河合克平君）**

1号被保険者の保険料の増額の理由について、人数とか、もうちょっと具体的に、今おっしゃっていただいた意味が僕わからなかったもので、申しわけないですけど人数とか状況、単価というところとあれですけど、何人ぐらい分でこれぐらいふえたのかという、どこの階層でふえたのかというのがわかればいいんですけど、そういったものがわかれば教えていただきたいのと、あと審査手数料増額については審査がふえた、対象となる人がふえたから増額したのかなと思っただけですが、その増額の審査のふえた人数等がもしわかれば教えてください。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

順不同になりますが、まず2点目からの御回答を申し上げたいと思います。当初、審査支払手数料を見込んでおりましたのは、1,620件という見込みをさせていただいております。ところが、年度明けまして受け付け等をした状況で申しますと、現在の年間の見込みとして6,030件という状況になるだろうということでお願いをしております。

それから、戻りますけれども、保険料の関係部分でございます。これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、まず職員の人件費部分については1名の部分でございます。これにつきましては包括的新事業ということで、この1名の職員分の異動分が対象となっております計上させていただいております。また、審査支払手数料部分につきましても先ほどの増加分を見込みまして、それに見合う負担区分、1号保険料のそれぞれの負担割合といたしましては22%相当を計上させていただいております。以上です。

**○11番（河合克平君）**

聞いたことと違うと思うんですけど、議長、いいですか。7ページの歳入がふえた分について教えてくださいと言っているんです。歳出のことについて言われているような気がするんですけど、違いますか。歳入について、介護保険料の1号被保険者の保険料がふえた理由を聞いたんですけど、歳出のことを今お話ししていなかったかと思うんですけど。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

予算の計上の仕方というところに話が戻るかもしれませんが、基本先ほど申し上げま

したように、介護保険の事業そのもの自体が基本的に負担割合というのがきちっと決まっております。先ほど申しましたように、審査支払手数料、職員分についてもしかりでございますけれども、いわゆる入り繰りの計算上足りなかった部分についての計算上の調整といたしますか、負担割合相当部分を今回の予算計上をさせていただいておるという状況でございます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑はございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第50号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第22・議案第50号：平成29年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・請願第6号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第23・請願第6号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第51号（提案説明・質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第24・議案第51号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（恒川美広君）

議案第51号について御説明させていただきます。

平成29年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について、平成29年度愛西市の一般会計補正予算（第5号）は、次のとおり定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218億4,030万3,000円とする。平成29年12月11日提出、愛西市長でございます。

補正の内容につきましては、6ページ、7ページの歳入についてでございます。

財源としまして、17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金277万1,000円を充てるものといたします。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋樑費、3目交通安全対策費、15節工事請負費におきまして、277万1,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、南河田交差点の安全対策を施工するための工事費でございます。工事内容でございますが、横断歩道、外側線などの区画線設置、防護柵設置、歩車道境界ブロック設置、舗装などの工事を施工するものでございます。

以上で平成29年度一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。御審議のほうよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、議案第51号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

真野和久議員。

#### ○10番（真野和久君）

今回南河田の交差点、これはその北側のロータリーをやめてこちらにということで交差点工事をするという話でありましたが、突然工事請負費が出てきていることに関して、費用の積算とかはどの段階でやられているのか。また、一応工事図面等は今回こちらには提案されていませんけれども、その辺も含めて横断歩道とか外側線、それから歩車道の分けるブロックとか柵とかという話でありますけれども、どういう形で工事をするのかについて、費用の問題と、あと設計の問題と、それから具体的な方策についてお尋ねします。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

工事の積算につきましては、公安委員会、県、関係機関と協議を行いました。その段階で概算を出しておりますけれども、そして企業庁の関係でございますけれども、その協議の回答をもって企業庁で協議したところ、最終的な返事が11月14日に回答がありました。そこで積算を出したわけでございます。

次に、工事につきましては、企業庁の工事が30年3月という制約もございまして、工事の関係で工程を追ったところ、3月いっぱいまでに工事を終わらせるのは少し困難な状況と出てきましたので、歩行者用の信号を移設のみを平成29年度予算で一部執行をさせていただきました。それで残りについては今回補正をお願いするものでございます。

工事につきましては、交通安全対策費ということでもありますけれども、中には土木費等あり

ますので、土木費と外側線等の予算を分けて執行したいというふうに思っています。

**○10番（真野和久君）**

いまいちよくわからないんですけれども、最終的に企業庁から11月8日に回答があって、それから積算をしたというふうに言われましたが、その積算となる根拠になるようなものというのは事前に何かあったのか、あるいはどういう形で積算をしたのかということをもう一遍確認をしたいと思います。

それから、先ほど工事の具体的な内容の中で歩行者信号のみの移設と、これ終了したんですかね、これだけ。その辺もう一遍確認をしたいと思いますというのが2つ目です。

それから、費用としては今回交通安全対策費から出ていますけど、あと一部土木費からも出しますという話で、ということはこれからさらに追加とかもあるのかな。その辺について確認をしたいと思いますというふうに思います。あと、今後、工事発注に関してはどういう形で発注されるのかも含めて答弁をお願いします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

積算の根拠でございますけれども、これはシステムがありまして、それに基づいて積算をするものでございます。

信号については、今移設の依頼をかけているところでございます。

次に、追加はあるのかということでございますけれども、今年度の追加はございません。今後ということでございますけれども、来年度におきましては交通安全対策として市道12号線のカラー舗装、注意看板、あと市道12号線と企業団地内との交差点の道路照明等、あともう一点、交差点におけるモニタリングを実施するという考えであります。以上でございます。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はありませんか。

河合克平議員。

**○11番（河合克平君）**

では、質問をさせていただきます。

1つ、こういう工事請負費があるときには設計監理費というのが必ずかかってくるかとは思っていたんですが、設計監理費用については特に補正がないんですけれども、既に終わっているということなんでしょうか。確認です。

あと、277万1,000円という金額ですが、歩行者の信号の移設は既に進んでいるというような話なんですけど、それが幾らで、土木費の中から外側線の予算も出すということなので、その費用が幾らなのか。全体でこの交差点の改修は一体幾らになるのかということについてお伺いをいたします。

あと、北側の進入路、ロータリーの計画を今回やめるということでお話もありましたが、このロータリーにかかった費用ですね。市が持ち出した分の費用についての確認と、ロータリーから今回この現状の交差点改良になった理由と、もともと交差点の改良でよかったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、県との交渉の内容についてわかれば教えてください。



あと、先ほどのちょっと答弁漏れがありましたので、このことについては指名競争入札なのか随意契約なのか、どういう形で工事請負をしていくのかということについてお伺いできますか。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

まず、設計監理費でございますけれども、これについては市の職員が監督を行うため発生をしません。

次に、信号機の費用でございますが、信号機につきましてもは工事費といたしまして129万7,080円となっております。

次に、この交差点の全体で幾らかということでございますけれども、信号機を含めた金額になりますけれども約410万です。

それとロータリーの費用でございますが、合計で約415万ばかりでございます。

次に、ロータリーから今なったということでございますけれども、これにつきましては北側を検討する前に市道12号線における停止線を下げる対応等も検討したところでございますが、交通安全対策上困難と公安委員会のほうから意見があり、これを踏まえて北側迂回路の整備に関し、6月において補正予算を提案し、議決いただいたところでございますが、しかしながら北迂回路の整備において一部用地の取得ができないため、工業団地の周辺整備の道路及び南河田交差点の安全対策事業費を3月までに完了しなければならないことを改めて関係機関と協議をいたしました。そして、停止線を下げることに伴う安全対策上の問題に対し、安全対策の措置を行うこととした上で整備ができることとなったものでございます。

次に、指名か一般競争かということでございますけれども、これについては指名という形をとっていきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

全体で410万円かかるということのお話がありました。今回277万円は交通安全対策の費用ということでの補正予算のお話ということがありましたが、ロータリーの費用については415万円ということについて、この支出が適正なものであったのかということについては意見が分かれるところであると思っておりますけれども、415万円については言葉は悪いかもしれないですけど、費用としては出したけれども、実を結ぶことのなかった費用という認識で私はいるんですが、そういったふうに市としても思っているのかどうか、教えてください。

あと、もともと県と話をしたときには安全対策は停止線を引いてやろうと言ったことについて、公安委員会がだめだよと言って、北側のロータリーの問題について検討したという話ですね。北側のロータリーができなかったからといってもう一回協議したら、最初の公安委員会がだめと言った内容でいいよという話になったという今御説明があったんですが、そういう認識でいいのかということと、それであるならば市が交差点改良の費用を負担しなければならないということについて非常に疑問に思うんですけれども、それについては市としてはどのような見解を持っていらっしゃるのか、教えてください。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

1点目の無駄な支出というお話ですけれども、これにつきましては用地交渉を進めていく上に最低限の支出をさせていただいたということで、ただ合意に至らなかったことは非常に申しわけないというふうに思っております。

次に、停止線の関係でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、最初は交通安全対策上困難という、県でなくて公安委員会がありました。それで、その辺を何回も何回も協議をさせていただいたところ、指導とかいろいろいただいた上で総合的に考えて提案したところ、暫定ではございますが、オーケーをいただいたということでございます。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

加藤敏彦議員。

**○9番（加藤敏彦君）**

それでは、議案第51号について質問いたします。

1つは安全性の問題で、北側ロータリーについては非常に右折の車両が待機して、それで交通渋滞になるのではないかとということで、非常に危険だということを指摘してまいりましたが、そのことは避けられるということはいいと思いますが、じゃあこの隅切りをせずに道路改良でやるということでの安全性について、現在、南河田交差点は市役所に来るときには私もいつも使う場所ですが、安全性について、市としては大丈夫だと、やっぱり危険性が高まると、どのように判断をされているのかという点についてお尋ねいたします。

もう一点は、今年度、新年度両年度にわたって工事を行うということですが、完了予定はいつごろ考えてみえるのかについてお尋ねをいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず、安全性でございますけれども、協議が調ったということで、とりあえずやらせていただきますけれども、今後また問題が発生した場合、関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、完了予定ということでございますけれども、今回の予算につきましては3月31日までとさっき答弁をさせていただきましたけれども、あとの来年度予算につきましてはできるだけ早い発注をしていきたいというふうに思っております。

**○9番（加藤敏彦君）**

交差点改良の安全性につきましては、問題が出たら対応するという点では実際にやってみなければわからないという点では、安全についてはきちっと保障がされないというふうな受けとめるんですけど、その点はどうなのかと。

それから、新年度事業はできるだけ早くということですが、おおよその目安がありましたらお答えいただきたいと思っております。

それから、暫定の交差点ということですが、隅切りも含めて本当の意味の完了はいつまでに行われるのかについてお尋ねいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

やってみないとという表現であります、これについては担当と公安委員会、県と協議をして、道路構造令とか、あと安全上を考慮してお認めをいただいたということでもありますので、よろしく願いいたします。

次に、完了予定の目安ですけれども、これにつきましては先ほども答弁いたしましたけれども、できるだけ早く、一日でも早く完成をさせていただきたいというふうに思っています。

次に、暫定ですけれども、この暫定を解除していただくには、やはりバチが必要不可欠ということになってまいりますので、できるだけ早くまた地権者に当たって、了解が得られるように頑張っていきたいというふうに思っております。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

吉川三津子議員。

**○2番（吉川三津子君）**

1点、交通安全上の問題についてお聞きしたいと思います。

名古屋方面から来る左折の一般の自動車もかなりあそこは多いところなんですけれども、最初に答弁の中で、公安委員会の中でこういった交差点のストップラインを下げることを提案したときに、交通安全上困難だというお答えをいただいたということなんです、具体的にどんな困難があったのか。それに対してきちんと措置をすればいいだろうと言われたと。じゃあ言われた困難に対して、どのような措置をすることによって今回オーケーをいただいたのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

先ほどから申し上げているように、最初は停止線の位置を下げさせていただくという協議をしたところ、交通安全上問題があるということで、その安全対策として当然停止線を下げることから横断歩道との間でかなりあくと思います。そこにカラー塗装をさせていただくと。それと先ほど名古屋方面からの左折というお話がありましたけれども、それに対しては外側線等を多少両側とも外側へ引き直すということと、真ん中にゼブラを引いて、余裕と言ったらあかんですけれども、そういう地帯を設けるということでございます。

あともう一点、市道12号線から西へ回るときに中央分離帯があります。その中央分離帯を約3メートルばかり後ろへ後退させて、要するに撤去するというので、曲がりやすくするというので協議が調った次第であります。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

山岡幹雄議員。

**○7番（山岡幹雄君）**

議案第51号について、ちょっと質問させていただきます。

今回いろいろ金額等の提示があって、この交差点についてはいろいろ計画変更。それでお尋ねしたいのは、今回信号機、あといろいろ工事をやられるんですが、地元説明会、地元の方は

注目しておると思います。そこで公安のほうがこれに決まった、議会のほうに今回補正を組むのはいいんですわ。その地元説明会をどういう形で、今年度中には工事を進めなければという事情もわかるんですが、地域の人たちにどういう形で啓発して、こういう形にしますよと。地域の方がこの交差点を一番利用するわけですわ。二転三転して、こういうふうに決まりました、今月議会で承認しました、それじゃあ工事を進めます、信号をやります。そうすると地元は何にもわからずに一方的に工事を進められるんですが、今の段階で啓発は進んでおるのか。現在の状況と今後どういうふうに形にするか、ちょっとお尋ねします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

地元の説明の関係でございますけれども、これの関係につきましては既設の道路敷地内で外側線を引き直したりとか、そういうことをするというので、大きく形状が変わるものではありませんので、ただ議員が言われるように、地元が知らないことはいけないということで、市としましては総代さんを通じて回覧等を一応配付させていただきまして周知をさせていただきたいというふうに思っています。

**○7番（山岡幹雄君）**

先ほどの説明ですと、企業庁は11月14日に回答があったと。この時点でなぜ今回のロータリーができなくなったということを地元で啓発をされたかどうか、お尋ねいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

これにつきましては、御迷惑をかけた地主の方と周辺の地元総代におわびをさせていただきました。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

大野則男議員。

**○8番（大野則男君）**

一、二点お尋ねいたしますが、この案件、そもそも交差点改良を用地買収ができないので迂回路を設定させてほしいと。その時点で用地買収がほぼ確認をされてロータリー計画をなされたのか、用地買収はできるだろうで計画をなされたのか。

それともう一点、先ほど質問の中で信号機の移設をやっておられる。その費用をどういう科目で、どういうところから支出をされたのか。まだ支払い明細等が来ていないという状況ではあると思いますが、そこら辺はどういうふうにご考えておられるのか、再度お尋ねしたいと思います。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず、1点目の用地買収の関係でございますけれども、これは議会内でも答弁をさせていただいております。これにつきましては、議会で予算をお認めいただいてから地権者全員の方に御説明をさせていただいて、4名中3名は文書にて承諾書をいただきました。1名の方については、口頭で了解をいただいて作業に入ったものでございます。

次に、信号機の支出でございますけれども、これにつきましては土木費の安全対策費で執行

をさせていただいております。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・委員会付託について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第25・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております承認第3号及び議案第30号から議案第51号につきましては会議規則第36条第1項の規定により、また請願第6号につきましては会議規則第139条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付しました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、12月22日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後3時35分 散会

